

様式第2（第5条関係）

会議録

1 附属機関の名称

平成30年度第3回犬山市自殺対策推進協議会

2 開催日時

平成31年2月22日（金）午後2時～3時15分

3 開催場所

市民健康館 さら・さくら 204会議室

4 出席者

宮崎 貢一、黒川 純一、柳澤 知里、木村寛子、米井 ちさと、森川 小夜子
栗田 顕範、伊藤 文秋、宮部 義光、倉知 直文

事務局：定刻となりましたので、これより平成30年度第3回犬山市自殺対策推進協議会を開催いたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。会長から挨拶をお願いいたします。

1. あいさつ

会長：精神疾患などについてここで話をするのはやめてくださいといった時代のことを思うと、ここ20年くらいの間である意味いろいろなところで対策を立ててきた結果、自殺者が3万人から2万人に減ってきたのだと思っています。地道な努力で対策を立てられてきた結果だと思っています。その流れにこの犬山市ものついていきたいということで、このような自殺対策計画を立てているところです。予防には関係なく、本当に死ななければいけないといったことはあるかと思えます。病気でそうなる方もいらっしゃいますし、そこに至るまでには複合的な要因があり、結果としてそのようになってしまっています。ですから、金銭のことであったり家庭のことであったり、いろいろなことで悩んでおられて、その結果として自殺に至ることになることもあるかと思えます。そうなりますと、医療機関だけではなく、学校、福祉、行政いろいろなところからお助けいただかないとこの問題は解決しないかと思っております。なかなか一件一件は複雑でございますので対応をマニュアルとして作っていくということは非常に難しいことではございますが、犬山市の中でそういった問題を一件でも出さないというアピールや姿勢を強く打ち出していく

ことで、市民の方にこういった姿勢を伝え続けていくことが一番大切だと思っています。本日もいろいろと議題がございますが、委員の方からご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。本日の出席者についてご報告を申し上げます。現在13名のうち9名の委員にご出席していただいているので、当協議会規則第4条第3項により、本日の協議会は成立しています。〇〇委員は遅れて見える予定です。

会長：それでは協議に入る前に、会議録の承認につきまして指名させていただきます。今回は、〇〇委員、〇〇委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 報告事項

(1) 犬山市自殺対策計画パブリックコメント（報告）

会長：それでは報告事項（1）犬山市自殺対策計画パブリック・コメント（報告）について、事務局からお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

会長：今のご報告につきましてご意見はございませんか。若い人に意見がもらえたということで、これは大事なことだと思います。こういった取り組みができればよいと思います。

3. 協議事項

(1) 犬山市自殺対策計画最終（案）について

(2) 犬山市自殺対策計画概要版（案）について

会長：それでは協議事項（1）犬山市自殺対策計画最終（案）について、（2）犬山市自殺対策計画概要版（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2、3に基づき説明）

会長：ただ今の説明についてご質問等ございませんか。

〇〇委員：46 ページの「こころの健康を支援する環境整備」の主な事業の「こころの悩み相談」については、犬山市さんだけではなく関係機関がやっている事業ということで捉えてよいですか。保健所の相談も入れたらと思います。

51 ページの「居場所づくり」の、「こころの居場所はなみずき」の上から3行目に「傾聴ボランティア」と書かれています。これは特に傾聴ボランティアさんのみと限っているのでしょうか。もし限っていないのであれば、ボランティアという表現でもよいのかと思いました。ご検討いただければと思います。

52 ページの（1）のところですが、ここに保健所の事業を書き込んでいるのですが、「つなぐカード配布事業」というように書いていただいているのですが、つなぐカード

リーフレットの配布状況があまり伸びていないのが現状です。今年度でやめてしまうという話ではないので、来年はまだやるかなというレベルの状態です。

会長：保健所の内容も入れていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。また細かいところでお気づきの点があれば事務局に連絡をお願いします。

事務局：欠席の委員さんからご意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

〇〇委員からです。

企業の中でもこころの病で仕事を休まれる方や悩まれている方はおられます。最近では休憩時間などでもラインやゲームなどをいじっていて、スマホの普及でコミュニケーションをとることが少なくなった気がします。まずは、悩んでいる人に気づくことが大切ではないかと思います。休息時間のコミュニケーションのアップなどが提案できるとよいのではないかと、ゲートキーパー講座をやってそういった気づきができる人を増やしてもらったらよいのではないかとのご意見をいただきました。

〇〇委員からは、基本理念、基本目標を実現するためには、自殺者全体の87%を占める健康問題、家庭問題の対策が重要となると思います。自殺につながる方々が積極的に自ら相談にこられるかが疑問です。学校のように啓発が進んでいるところ以外の関連施設などで職員のゲートキーパー講座が実施されると効果的な対策になると感じています。学校現場では、ほぼどの学校でも自殺対策の取り組みを実行しています。非常にデリケートな問題を児童生徒のこころに届くよう細心の注意を払っていますというご意見をいただきました。

以上です。

会長：ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

4. その他

会長：その他について、事務局からお願いします。

事務局：(説明)

会長：今後の見通しについてご質問はありますか。

自殺対策計画について、ご検討いただきました。本年度は今回が最後の会議となります。委員のみなさまからひと言ずつ頂戴できればと思います。

〇〇委員：その前に一つよろしいですか。資料3の概要版ですか、開いて見ていくと左側に「ゲートキーパーとは」ということで説明があります。つまりこれがゲートキーパーの役割だと思います。ゲートキーパーを多くの人に知ってもらうという意味から考えると、ゲートキーパーとはこのようなことをやるんですよといった具体的なものを入れるともう少しわかりやすくなると思います。ただ単になやんでい

る人にできることと書いてあると、これはゲートキーパーだとわかっている人はわかるのですが、一般の人が見たときにこういったことをゲートキーパーがやるのだと、具体的には絵が書いてあるとわかりやすいので、もう少しわかりやすくしてほしいと思います。

事務局：ありがとうございます。

会長：それでは〇〇委員からコメントをお願いします。

〇〇委員：最近、DVは相談や通報ができますが、この人は自殺するのではないかと思われるような際に、公の機関で相談する場所というのをどのようなかたちで伝えればよいかわかりません。そういった方は一番確実な手段で自殺をします。自殺しそうだなと思ったのですが、本当にするのかという気持ちもあるので、なかなかどこまで伝えたりしたらよいのかわかりません。このようにいろいろな社会資源があり、相談窓口はたくさんあるのはわかるのですが、どうしたらよいのかと思うことがありました。危ないと思ったときに、どのように対策を打つのかと思ったことがあります。なかなか難しいです。

会長：パーソナルの問題もありますよね。精神科をすすめるのは、昔ほど抵抗はないのかなと思います。ありがとうございます。

〇〇委員：このような会議はこれからも引き続き強く推進していく必要があるとつくづく思いますし、悩んでいる子ども、特に深刻に悩んでいる子どもたちの意見を吸い上げて、1人でも防止できればという思いです。

会長：これからもご尽力いただきたいと思います。ありがとうございます。

〇〇委員：最近、精神障がい者手帳を持っている方、あるいは主治医の先生の診断を受けた方が就職を目指して仕事を探しているという方が目立って増えてきていると感じます。少し前ですと、なかなか精神障がいをオープンにすること自体は少なく、会社のほうも精神障がいについてよく理解をされていなくて、うちはちょっといいですと、まず断れてしまうといった状況がありました。今は随分事業所の方も理解が進んできて、段々周知はできてきているのかなと思います。自殺というのは全体で見守っていくことが必要なのかなと強く感じたところです。精神障がいの方について広くみなさんに理解いただいて、そういった方が普通の社会で活躍できるようになっていったらよいと感じます。

会長：ありがとうございます。引き続きよろしくをお願いします。

〇〇委員：こういった会議にはなかなか出席できないところもございますが、非常に重要なことと思います。これから人手不足という中で、働いている人がいろいろな問題の中で自らのいのちを絶つといったことで、企業のサイドからしても問題であると思います。職場のほうでは、深掘りした相談はあまり出てこないのが現状です。こちらからアプローチをしていくということもなかなか難しい部分があるかと思いますが、そういったことにならないように計画を立てていけるとと思います。

また、細かいことなのですが、概要版のところ、基本方針の3の基本施策の(2)「遺された人への支援」となっています。こちらの対策計画の中の10ページには「支援体制の充実」となっています。この辺は合わせたほうがよいのではないかと思います。

会長：ありがとうございます。

〇〇委員：保健所でも今年度から自殺防止という観点で、新規事業でアルコール健康障害地域連携事業がございます。長い名前でも1回聞いただけでは理解できない部分があるかと思いますが、アルコール問題を持っている人も自殺のハイリスクということで、そういった観点からも自殺予防という取り組みをし、連携してやっていこうという目的で始まった事業になります。また、昨年度アルコールの専門相談というものもやっております。また地域で飲酒の問題を持っていて家族が困っているといった人がいましたら、ぜひつなげていただければと思います。このアルコールのこともそうなのですが、やはり先ほどからも話題に出ているように、自殺に至る背景はいろいろあります。健康問題だけではなく経済的な問題、人間関係、本当にいろいろな背景が複雑に絡み合っていて起こっています。メンタルヘルス相談や精神保健福祉相談などでうちの職員も対応をしているのですが、病気という観点だけではなく他にいろいろなことで困っているのだらうということで、その人が困っているものは何かを広い視点で相談のときに聞き取っていくことが求められていると思います。

会長：この問題は未だになくなりませんね。

〇〇委員：自殺ということになると救急でおいでになるというところでお会いすることが多いです。救命というのをさせていただいた上で先生のほうにおつなぎするということが多いのかなと思います。県のほうの自殺対策のところでも、その場合のフォローアップの仕方などをご助言していただいています。やはり行政といったところだけでなく、地域の中で見守りの体制、声かけの体制といったコミュニケーションがとれる関係を広げていくという事業でサロンなどが広がっています。これだけのストレス社会になり、壊れやすいところを持った子どもが多くなったと思います。それを見守って声をかける環境づくりが大事ではないかと思います。

会長：子どものときは、家庭や教育が連携しないとなかなかできません。その中で同じ方向を向いていかないといけないと思います。

〇〇委員：私たちは直接支援をするということで、とにかく訪問して関係を築いてそれを各社会資源につなぎ、そして耳を傾けて長期にわたって支援していきます。自殺ということではなくてもつないでいます。最終的にはやはり自殺ということに対しては、健康などいろいろなことがありますので、それを私たちがいかに気づいて関係機関につなげるかが大事だと思っています。

会長：現場で一番最初に手をつけていただくところだと思います。逆に私どもが一番最

終のところでございますので。

〇〇委員：日ごろ事業を行っていく上で、健康問題や生活困窮などに直面する方と接する機会もあります。その方が自殺につながっていかないように、関係機関と協力しながら自殺につながらないかたちをつくっていきたいと思います。また、高齢者が集まる場所に出向く機会が多いので、そういったところで自殺防止につながるような啓発活動や、高齢になっても生きがいがあれば生活ができるようなかたちで社会資源をつくって、社会参加を提供できるようにしたいと思います。

〇〇委員：私は障がい者の方の生活を支える仕事をさせていただいています。社会で役割を持つと、普段より表情も変わってきて生きがいを持っていただくとやりがいも感じられるし、そのような社会になっていけばよいと思ってこの仕事をさせていただいています。ただ、年に1人くらい自殺で亡くなったという話も聞きます。本当に昨日まで通っていた方が急にということで、なぜだったのだろうと思います。関係機関に今日はこんな感じだったよといえるような顔の見える関係づくりをしていかなければいけないと思いながら支援をしています。

もう一つ、子育てのことで私も専門家の言葉で救われました。認められているなということで、気が楽になりました。そういったところに相談窓口と書いてあって、気軽に電話できて専門家の方に話せるとすごく勇気づけられるのではないかと思います。

会長：そうですね。私も子育てについては身につまされます。いろいろと連携していくことです。

本日の議題については、これで終了です。事務局に進行をお返しします。

事務局：〇〇会長ありがとうございました。今後の変更点については、〇〇会長とご相談させていただきまして決めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

部長：みなさま、本日はいろいろとご協議いただきましてありがとうございました。みなさまの体験談や、今後の事業のことについてもお話をいただきましたので、ぜひ参考にしながら進めていければと思っています。また、〇〇会長におかれましては、1年間、会の取りまとめ等ありがとうございました。今回、みなさまご存知のとおり、各自治体におきましてこの自殺を防止するための計画策定ということで、自殺対策基本法が改正になり、各自治体でも計画を策定しなければいけないという状況の中で、国の自殺の状況、犬山市の自殺の状況等を踏まえながら、この計画を策定するという運びになった中で、計画をつくるためにアンケート調査をさせていただきましたアンケートの中身や計画策定にあたり、みなさまに本当に熱心にご意見等いただきましてこのような立派な計画を策定することができました。みなさま方にお礼と感謝を申し上げたいと思います。計画をつくっただけで終わるといふかたちにはしたくないということで、よく計画には魂を入れろといわれます。

各市でもいろいろな計画をつくっていますが、本当に実行性のある計画になっていないものも正直あるのかなと思います。実際にこのできた計画に基づきまして真摯にこの計画にそれぞれのライフステージにあった基本方針等も策定いただきましたので、それに沿ってしっかりと事業を推進していきたいと思います。これにあたりましては、当然健康推進課だけではできないので庁内のいろいろな課もそうですが、みなさま方と情報共有しながら、連携しながら事業を推進していければと思っています。ぜひ、これからもご協力をよろしくお願ひしたいと思います。また、来年度は当初にお話をさせていただきましたが、2年の任期ということで計画をつくっただけでは終わらず、先ほどいったように魂を入れて事業を行っていく中で、計画の進捗状況をみなさまに報告し、やはりここはこのようにしたほうがよいのではないかというご意見をみなさまにいただきながら、少しでも予防につながることを進めていきたいと思います。また来年度もよろしくお願ひしたいと思います。1年間、みなさま本当にありがとうございました。

事務局：それでは第3回の協議会を終了させていただきます。

平成30年度第3回犬山市自殺対策推進協議会次第

日 時：平成31年2月22日（金）

午後2時～3時30分

場 所：市民健康館 さら・さくら

204会議室

1. あいさつ

2. 報告事項

- (1) 犬山市自殺対策計画パブリックコメント（報告）・・・資料1

3. 協議事項

- (1) 犬山市自殺対策計画最終（案）について・・・資料2

- (2) 犬山市自殺対策計画概要版（案）について・・・資料3

4. その他

犬山市自殺対策計画パブリックコメント（報告）

1. パブリックコメント実施期間

平成30年12月27日（木）～平成31年1月22日（火）

2. 意見の件数 1件

3. 意見の内容と市の考え方について

| |
|---|
| ◎犬山市自殺対策計画（案）に対する意見の概要と市の考え方 |
| ○いただいた意見の概要 |
| 自殺防止としては、市民同士が直接「こんにちは」「今日も、いい天気ですね」など挨拶をしようことだと思います。 |
| ○市の考え方について |
| 市民へのアンケート結果において、自殺を考えた事のある人はない人に比べて近所付き合いが少ない傾向にありました。自殺予防として地域において日頃からあいさつを交わし合う環境づくりは有効であると考えます。「おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません」の頭文字をとった「おあしす運動」を、各地区コミュニティーを中核として、いっそう進展させていきます。貴重なご意見有難うございました。 |

4. 意見への回答 市のホームページに掲載

犬山市自殺対策計画最終(案)

～かけがえのない命を守るために～

(2019 年度～2023 年度)

2019 年 (平成 31 年) 3 月

犬 山 市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 2 |
| 4 | 策定体制 | 2 |
| 5 | 自殺に関する基本認識 | 3 |
| 6 | 基本理念、基本目標 | 3 |
| 7 | 基本方針、基本施策 | 4 |
| 8 | 施策の体系 | 6 |

第 2 章 犬山市の自殺の現状と課題

| | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 人口統計 | 7 |
| 2 | 自殺の現状 | 9 |
| 3 | 本市における自殺の特徴や傾向 | 16 |
| 4 | アンケート調査結果 | 18 |
| 5 | 本市における自殺対策の課題 | 39 |

第 3 章 自殺対策の施策の展開

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 一次予防【未然予防】 | 43 |
| 2 | 二次予防【危機介入】 | 49 |
| 3 | 三次予防【連鎖予防】 | 52 |
| 4 | ライフステージ別対策 | 53 |
| 5 | 数値目標一覧 | 59 |

第4章 推進体制

| | |
|--------------|----|
| 1 推進体制 | 60 |
| 2 進行管理 | 60 |

参考資料

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 自殺対策推進協議会規則・名簿 | 61 |
| 2 自殺対策庁内連携会議要綱 | 64 |
| 3 用語集 | 66 |
| 4 犬山市悩みごとに関する各種相談窓口一覧 | 68 |
| 5 犬山市自殺対策計画策定のためのヒアリング団体一覧 | 71 |
| 6 策定経過 | 72 |
| 7 自殺対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定） | 73 |
| 8 アンケート項目 | 74 |



計画策定にあたって

1 策定の背景

我が国の自殺者数は、1998年（平成10年）に3万人を超え、2010年（平成22年）以降7年連続して減少していますが、いまだ年間2万人を超えており、自殺死亡率は、主要先進7か国で最も高い状況となっています。また、15～39歳の若い世代では、自殺が死因の第1位となっており、若年層の自殺が深刻な問題です。

そのため、国では、2016年（平成28年）3月に「自殺対策基本法」を一部改正し、「全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実」「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携と実施」を基本理念に追加し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、都道府県・市町村に対して地域の実情に即した、自殺対策の施策に関する計画策定を求めました。

これをうけて愛知県では、「自殺総合対策大綱」および「あいち自殺対策総合計画（第2期計画）」の課題等を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「第3期あいち自殺対策総合計画」が策定されました。

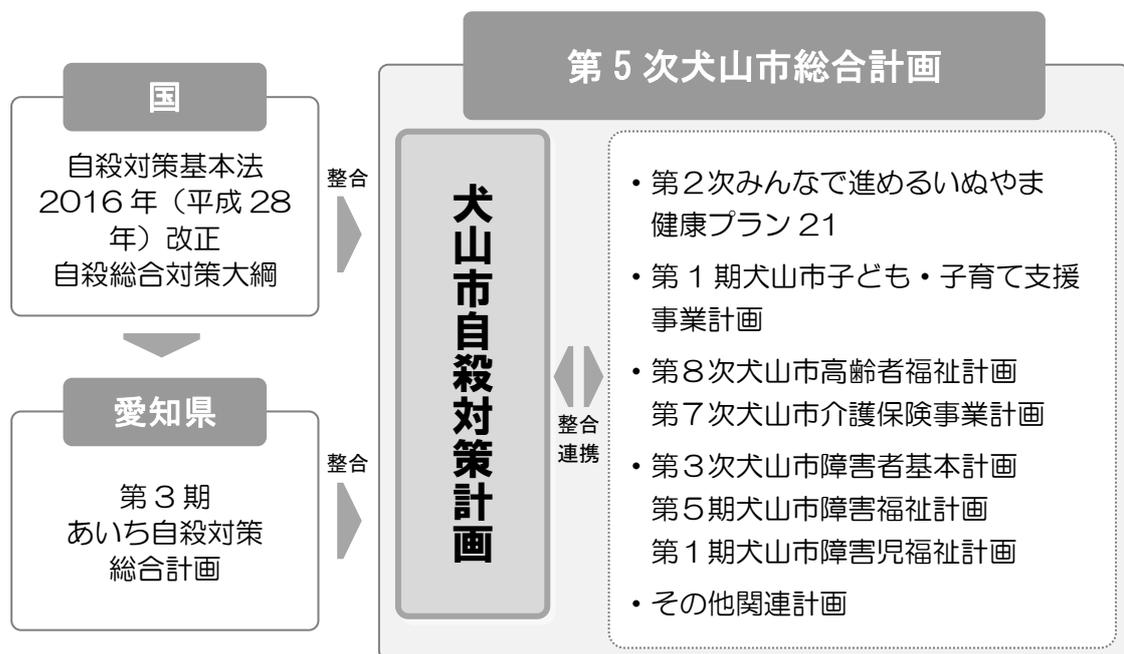
また、犬山市（以下、「本市」という。）においては、2014年（平成26年）3月に保健・衛生部門の計画として、「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」を策定し、その施策の1分野である「こころの健康づくり」において、家庭・地域・学校・職場における、こころの健康づくりの理解・啓発、関係機関と連携して支援する環境づくりに取り組んできました。さらに、2016年（平成28年）・2017年（平成29年）には、犬山市青少年問題協議会において「多様な社会の中で、たくましく生きる子ども・若者の育成 ～いのちを大切にすることを育む～」をテーマに協議し、命を大切にすることを大切にすることを育む～に向けて提言書をまとめました。

こうした中、国・県の施策を踏まえて、本市における現状の把握に努め、自殺対策を効果的に推進していくため、本市における「犬山市自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、2016年（平成28年）に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

策定にあたり、「第3期あいち自殺対策総合計画」や本市の上位計画である「第5次犬山市総合計画」、関係する他の計画である「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」「犬山市子ども・子育て支援事業計画」等と整合性・連携を図る必要があります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、外部団体等を含めた有識者等による「犬山市自殺対策推進協議会」及び、庁内関係課で構成する「犬山市自殺対策庁内連携会議」において計画の内容について協議を行いました。

5 自殺に関する基本認識

愛知県では、「第3期あいち自殺対策総合計画」において、自殺や自殺対策に関する基本認識を以下のとおりとしています。犬山市でもその認識を踏まえて、施策を推進していきます。

- ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
- ② 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題
- ③ 自殺を考えている人はサインを発していることが多い
- ④ 関連施策との有機的な連携強化が重要

6 基本理念、基本目標

(1) 基本理念

本計画では、外国人を含む市民（以下市民という）の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民、地域の人々、専門家が互いにつながり、支え合う仕組みを構築してみんなで生きることを支えるための取組みを包括的に推進していきます。市民一人ひとりが当事者として、自殺につながる背景や生活の状況、こころの問題についてともに考え支え合えるよう、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

[基本理念]

支え合い つながり 人が輝く
“わ”のまち 犬山
～誰もが生きやすいまちをめざして～

(2) 基本目標

「自殺総合対策大綱」では2026年の自殺死亡率（※）を、2015年の自殺死亡率18.5より30%以上減少させ、13.0以下にすることとしています。

国の「自殺総合対策大綱」と「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」計画を踏まえ、本計画の基本目標として、本市の自殺死亡率を17.4（2012年～2016年の5年間平均）から約22%減少させ13.5以下（2018年～2022年までの5年間平均）にすることを目標とします。（※）自殺死亡率：人口10万人当たりの死亡者数

7 基本方針、基本施策

○ 一次予防（未然予防）

市民一人ひとりが、自殺対策の趣旨について理解と関心を深め、自殺と関係の深いところの健康づくりの重要性を認識するとともに、自らのところの不調に気づき、周りに発信し、適切に対処できるよう、家庭、職場、地域、学校におけるところの健康づくりを推進します。

また、市民一人ひとりが、自分の周りで自殺を考えている人の存在に気づき、見守り、お互いに声をかけあい、相談しやすい地域づくりを促進します。

○ 二次予防（危機介入）

さまざまな問題を抱えている自殺のリスクが高い人が適切に支援を受けられるよう、専門家から地域の支援者まで、問題を共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、尊い命を一人でも多く救うネットワークの充実を図ります。

また、自殺対策に係る人材の確保・養成や、関係機関同士が横断的に連携をとり自殺対策に取り組めるよう連携体制の強化を図っていきます。

○ 三次予防（連鎖予防）

自殺未遂者は、自殺企図を行っているという点で最も自殺のリスクが高いという考えのもと、十分なケアが必要となります。更なる自殺の連鎖を防ぐため自殺未遂者への支援についての周知を図ります。

また、身近で大切な人を自殺で亡くされた方への支援について、必要な情報提供を行うなど、支援を充実します。

○ ライフステージ別対策

ライフステージやライフスタイルにより、自殺に至る原因や背景はさまざまです。自殺に至るリスクが高い人に対して、それぞれの原因や背景に応じた施策を推進していきます。

「子ども・若者・子育て期」「壮年期」「高齢期」それぞれの問題に応じた多様な視点で「生きることの促進要因」を増やし、自殺のリスクを低下させる施策を推進し、自殺者の減少につなげます。

子ども・若者・子育て期：39歳まで

※40歳以上でも、18歳までの子どもがいる人は子育て期にも含む

壮年期：40歳から64歳まで

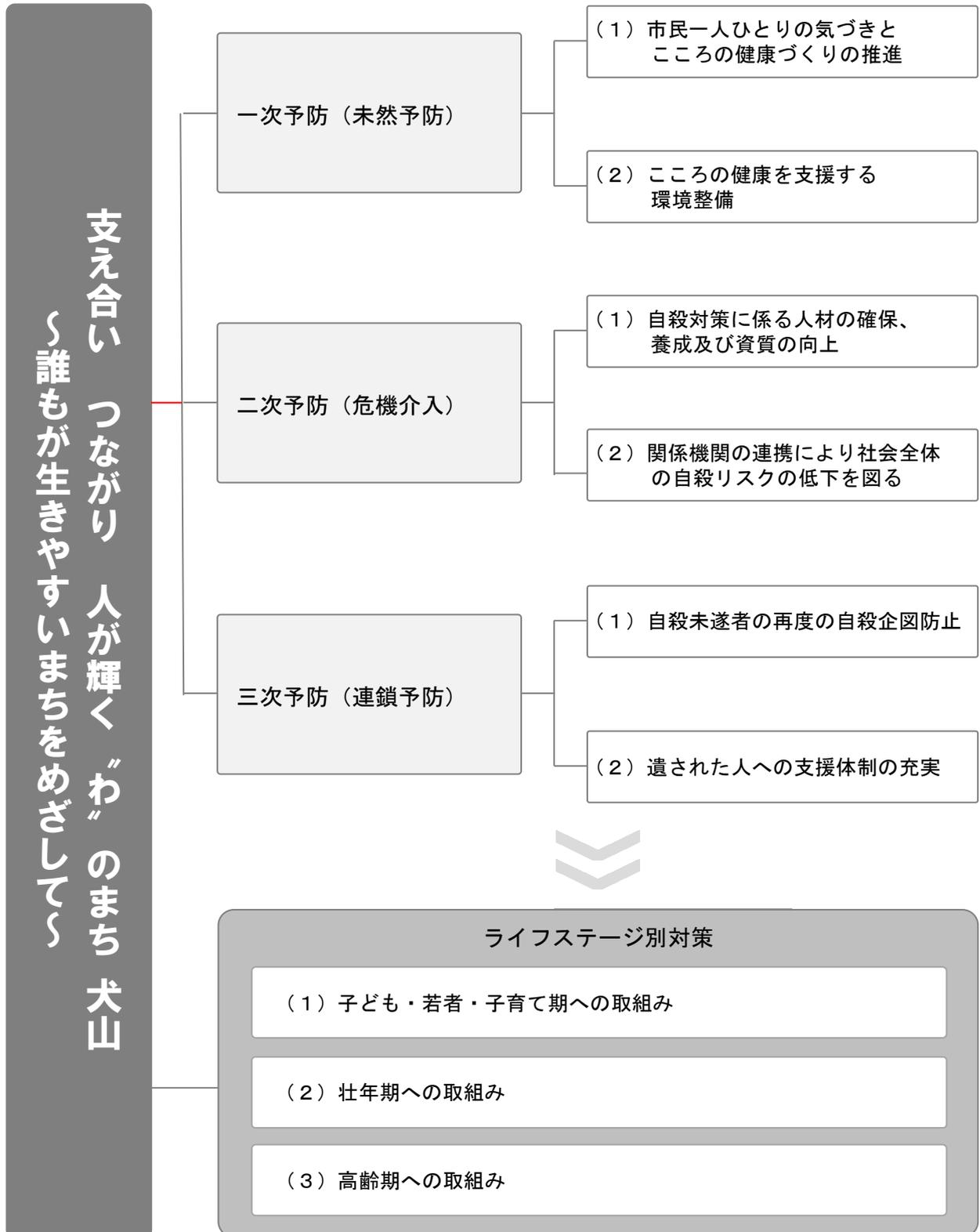
高齢期：65歳以降

9 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本方針 〕

〔 基本施策 〕





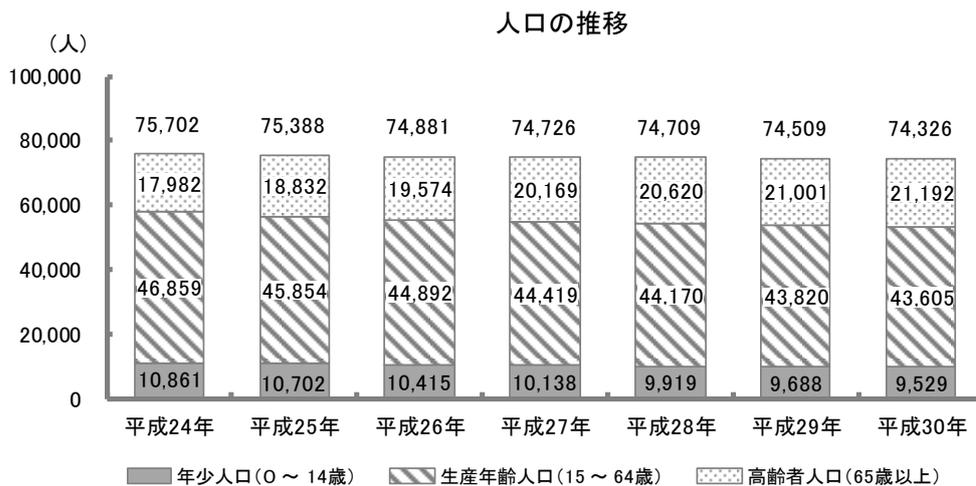
犬山市の自殺の現状と課題

1 人口統計

(1) 犬山市の人口推移・人口構成

① 人口の推移

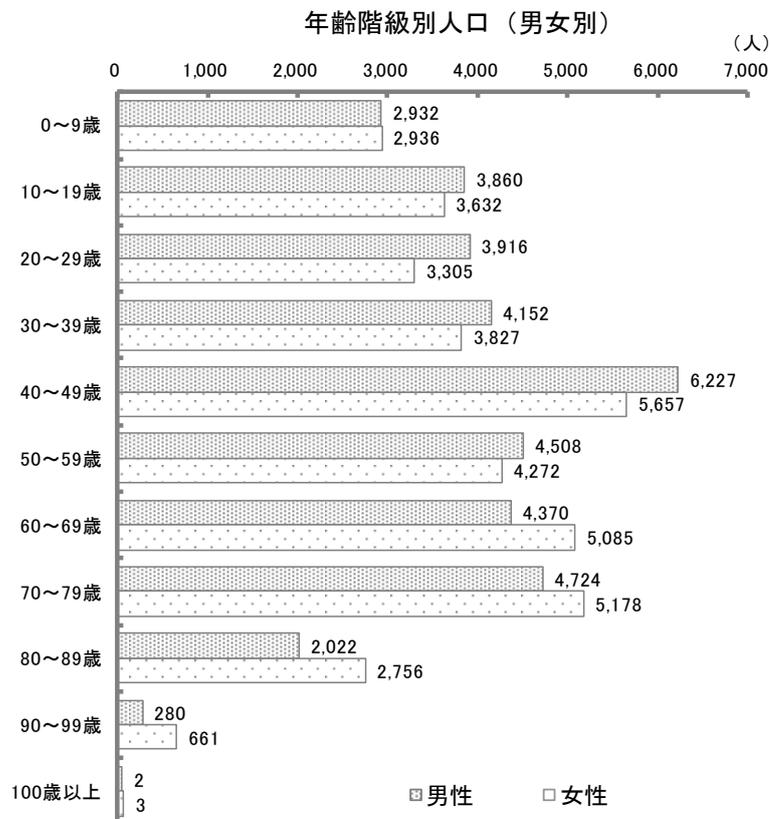
本市の人口は年々ゆるやかな減少傾向にあり、ここ数年7万5千人弱で横ばいの状況が続いています。また、年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり少子・高齢化がゆるやかに進行しています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

② 年齢階級別人口

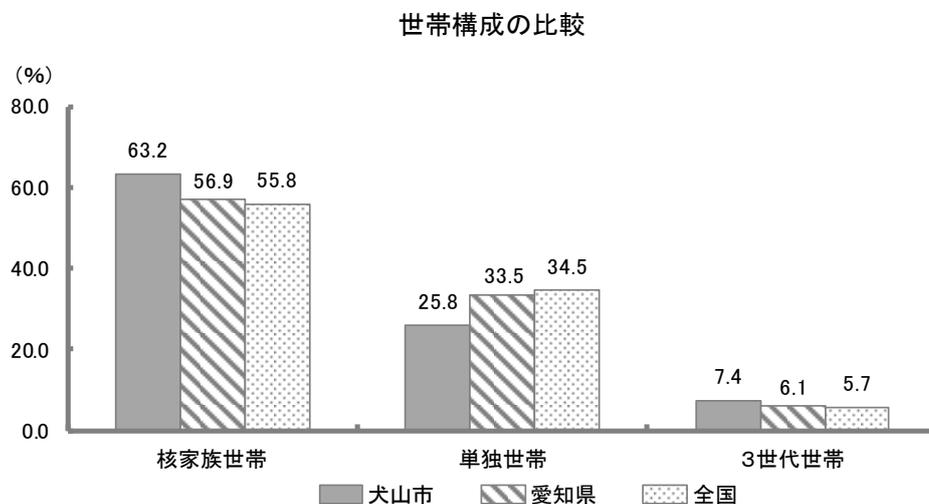
本市の男女別の年齢階級別人口をみると、男女ともに40歳代の人口が最も多くなっています。また60歳を境に、男性に比べ、女性の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳 2018年（平成30年）3月31日現在

③ 世帯構成の比較

世帯構成の割合をみると、本市は愛知県、全国と比べ、核家族や3世代世帯の割合が高く、単独世帯の割合が低くなっています。

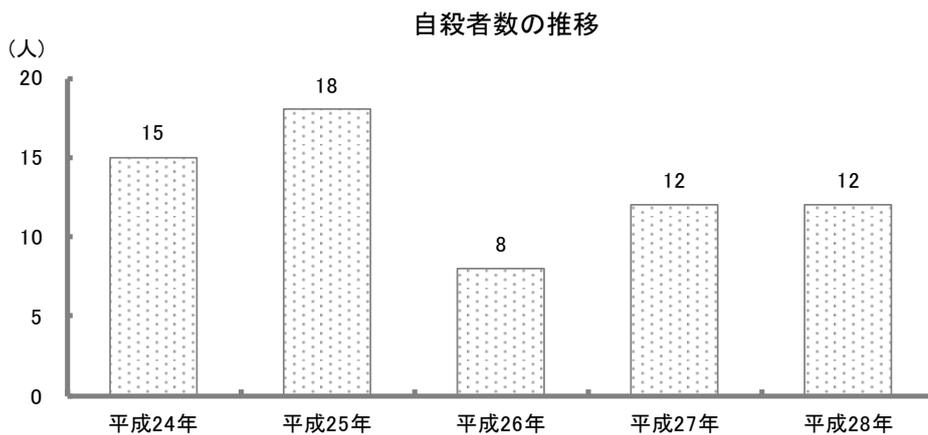


資料：国勢調査（2015年度（平成27年度））

2 自殺の現状

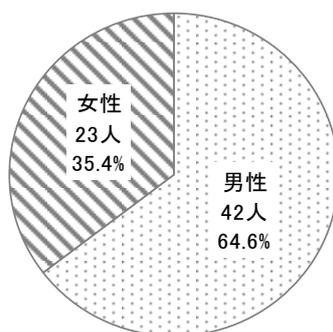
(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移をみると、増減しており、2016年（平成28年）には12人となっています。また、5年間の合計では男性42人、女性23人となっています。



資料：地域自殺実態プロファイル【2017年（平成29年）】

性別自殺者割合の状況 2012年（平成24年）～2016年（平成28年）

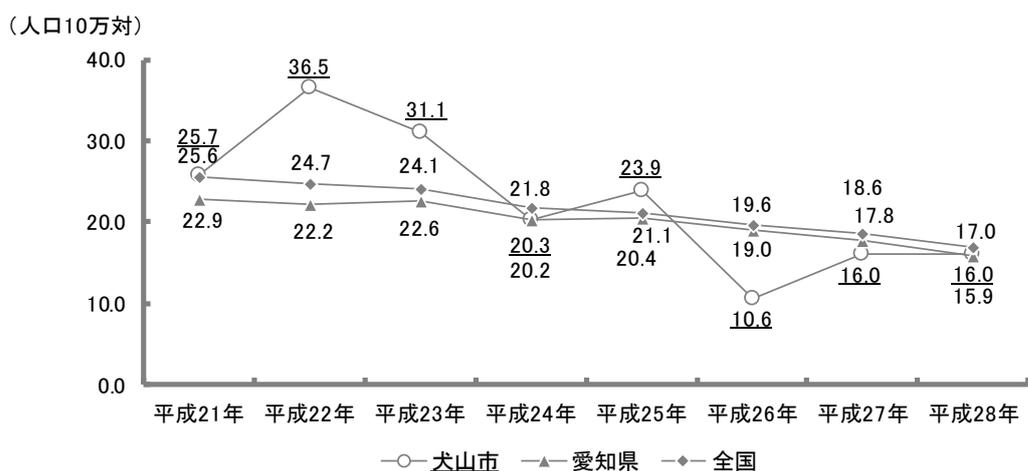


資料：地域自殺実態プロファイル【2017年（平成29年）】

(2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。2016年（平成28年）では自殺死亡率が16.0になっており、全国より低く、愛知県より高くなっています。（自殺死亡率：人口10万人当たりの死者数）

自殺死亡率の推移



資料：地域自殺実態プロフィール【2017年（平成29年）】

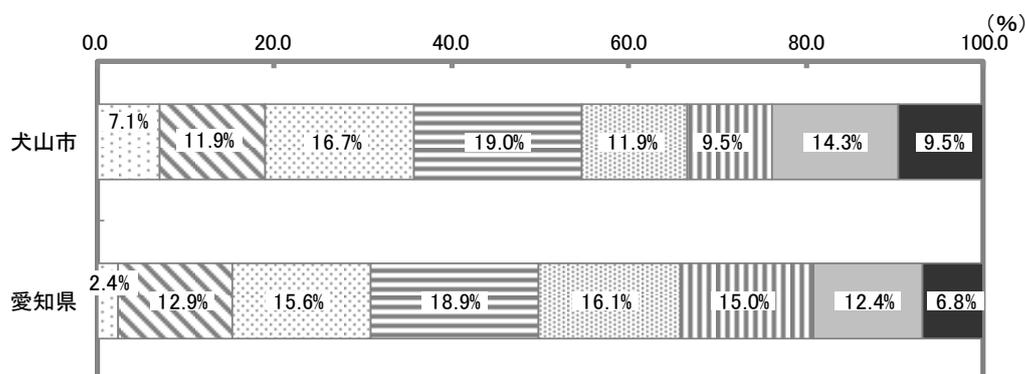
(3) 年代別自殺者の状況

① 性別自殺者の年齢構成

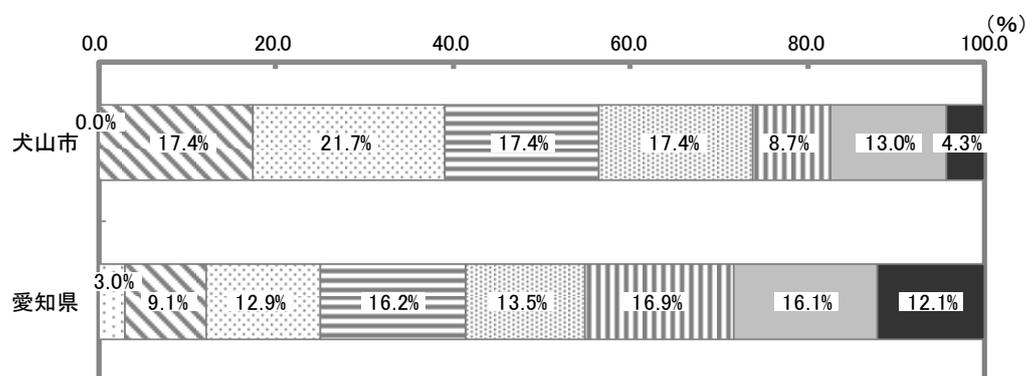
本市の、性別自殺者の年齢構成をみると、男性は40歳代、30歳代の順に割合が高く、女性は30歳代が一番高くなっています。

性別自殺者の年齢構成 2012年（平成24年）～2016年（平成28年）

【男性】 43人（犬山市）



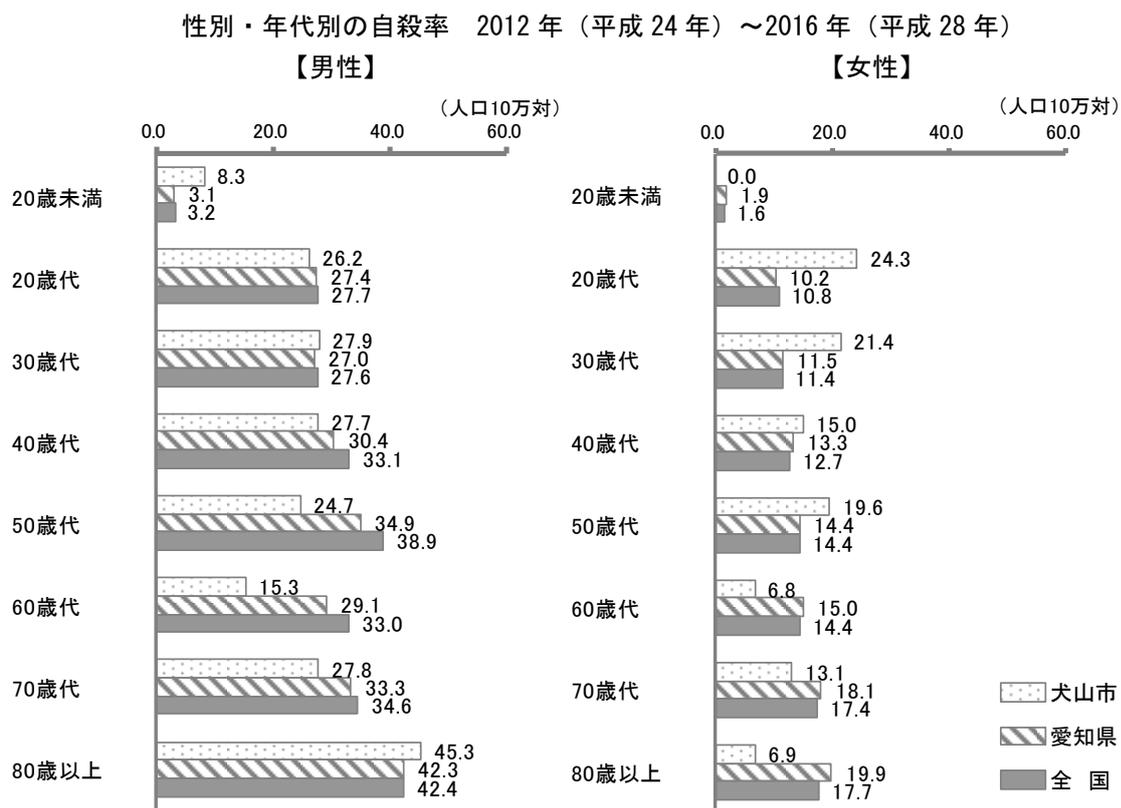
【女性】 23人（犬山市）



資料：地域自殺実態プロフィール【2017年（平成29年）】

② 性別・年代別の自殺率

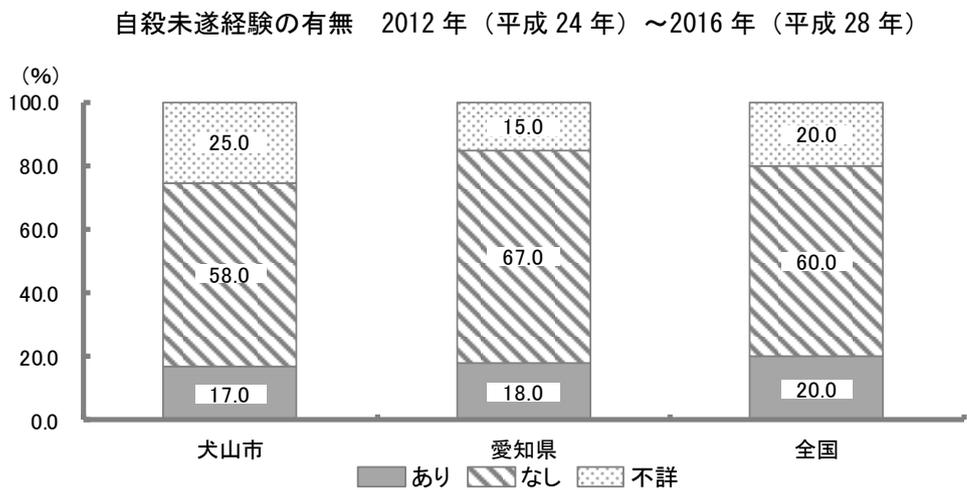
本市の性別・年代別の自殺率をみると、男性では20歳未満、30歳代、80歳以上で愛知県・全国と比べ高くなっています。女性では、20歳代～50歳代で愛知県・全国と比べ高くなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール【2017年（平成29年）】

(4) 自殺未遂経験の有無

本市の自殺者のうち自殺未遂経験の状況を見ると、「あり」の割合が17.0%と愛知県・全国と比べ若干低い割合となっています。



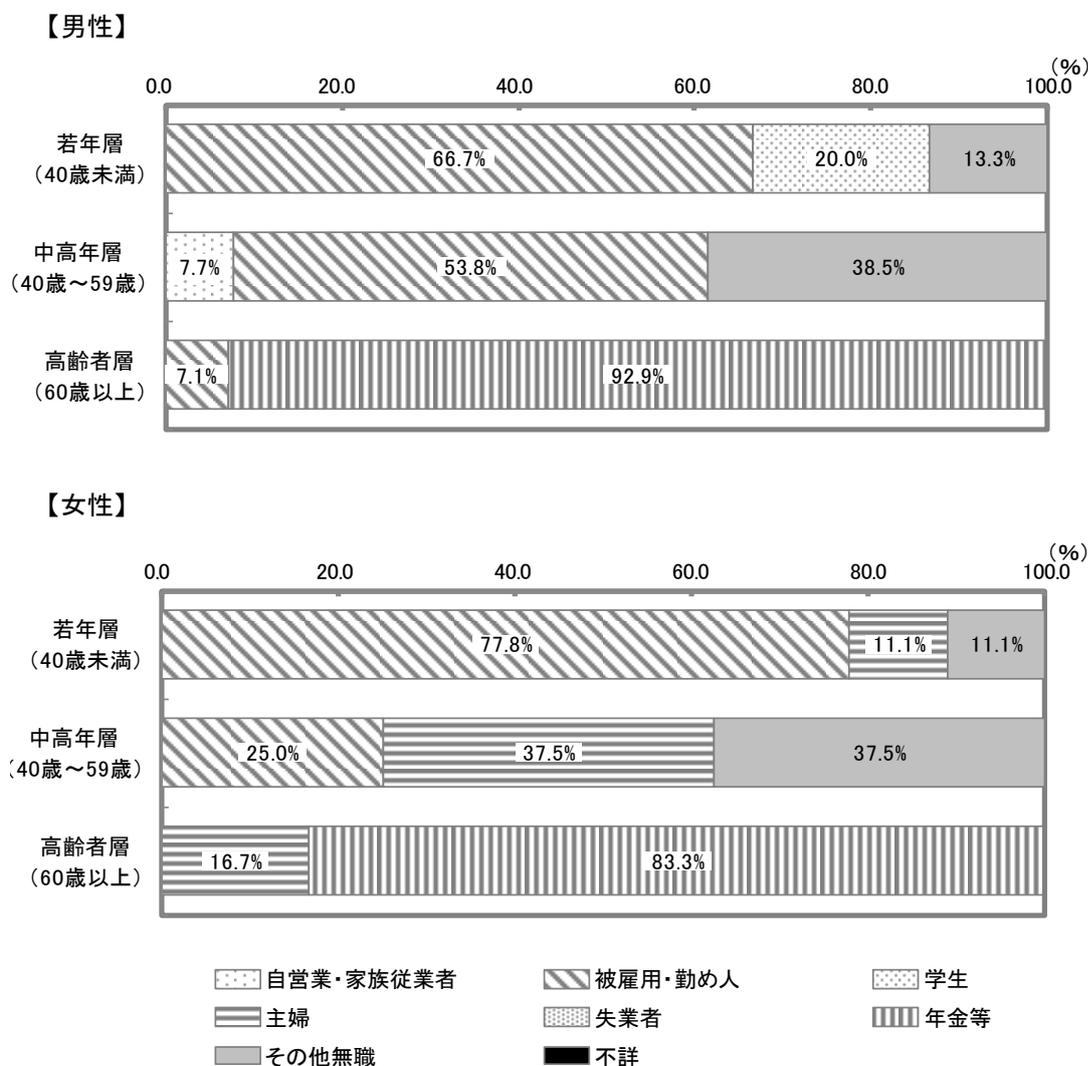
資料：地域自殺実態プロフィール【2017年(平成29年)】

(5) 職業別自殺者の状況

本市の職業別自殺者の状況をみると、男性は、若年層と中高年層では被雇用・勤め人の割合が、高齢者層では年金等の人の割合が最も高くなっています。

女性は、若年層では被雇用・勤め人の割合、中高年層では主婦、その他無職の割合、高齢者層では年金等の人の割合が最も高くなっています。

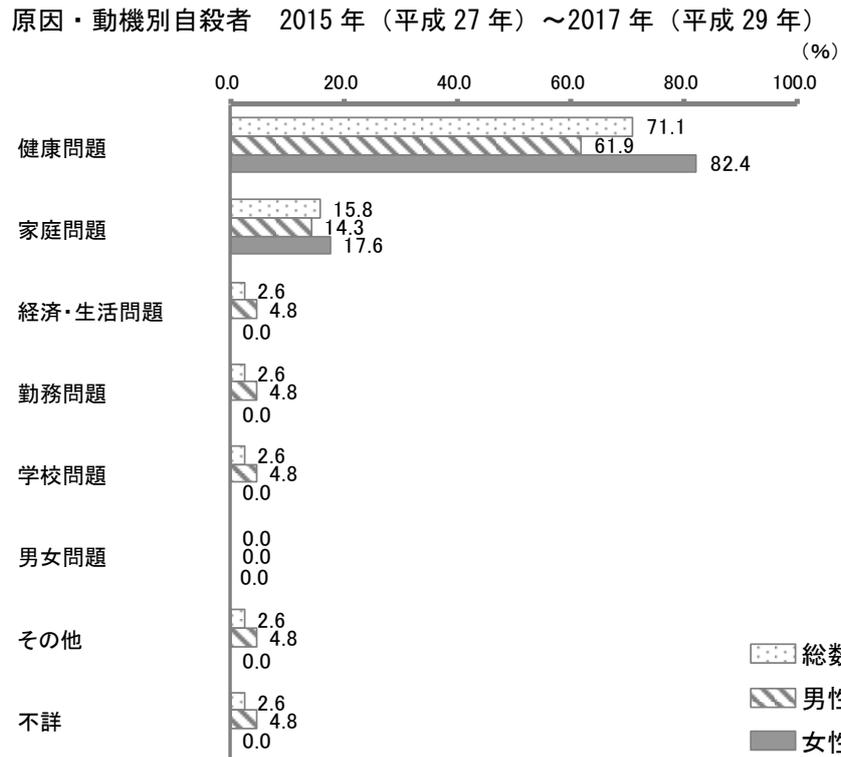
職業別自殺者数 性別自殺者の年齢構成 2012年（平成24年）～2016年（平成28年）



資料：地域自殺実態プロファイル【2017年（平成29年）】

(6) 原因・動機別自殺者の状況

本市の原因・動機別自殺者の状況をみると、男女ともに健康問題の割合が一番高く、次いで家庭問題となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

3 本市における自殺の特徴や傾向

自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル 2017」などのデータから、本市における自殺の特徴や傾向を総括すると、次のとおりまとめることができます。

◇特徴や傾向

- 男女別でみると、男性の自殺数が多い（P 9参照）
 - 自殺死亡率（人口 10万人当たりの自殺者数）はゆるやかに減少しているが、2016年（平成 28年）時点では自殺死亡率が 16.0 と、全国よりも低いが、愛知県より高い（P 10参照）
 - 性別自殺者の年齢構成をみると、男性は 40 歳代の割合が 19.0%で最も高く、愛知県と同程度である。また、女性は 30 歳代の割合が 21.7%で最も高く、愛知県より 10%近く高い（P 11参照）
 - 女性では 60 歳未満の自殺者が 7割以上を占めており、愛知県と比べて高い（P 11参照）
 - 自殺の原因・動機は、「健康問題」「家庭問題」の順に高く、ほとんどをその二つで占めている（P 15参照）
- 本市における主な自殺の特徴の上位は次のとおりである

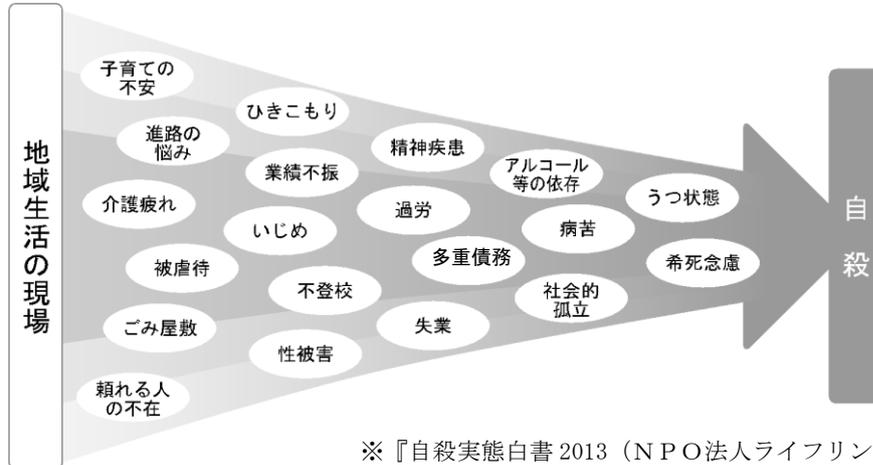
◆2012年（平成 24年）から 2016年（平成 28年）の 5年間の自殺者数（65人）の統計からみた性別・年代別傾向

| | | | |
|----|----------|----------|-----------|
| 1位 | 60歳以上男性 | 無職者・同居人有 | 全体の 18.5% |
| 2位 | 40～59歳男性 | 有職者・同居人有 | 全体の 10.8% |
| 3位 | 40～59歳男性 | 無職者・同居人有 | 全体の 7.7% |
| 3位 | 20～39歳男性 | 有職者・独居 | 全体の 7.7% |
| 3位 | 20～39歳女性 | 有職者・同居人有 | 全体の 7.7% |

「自殺実態白書 2013」に基づく全国的な自殺者の傾向では、主な自殺の危機経路として失業からの生活苦や配置転換からの過労等が背景とされており、共通してうつ状態やうつ病を経由しているケースが多い

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化しています。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起きます。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もあります



※ 自殺の危機要因は一般的な傾向を図示したものです。

4 アンケート調査結果

(1) 一般アンケート調査の概要

① 調査の目的

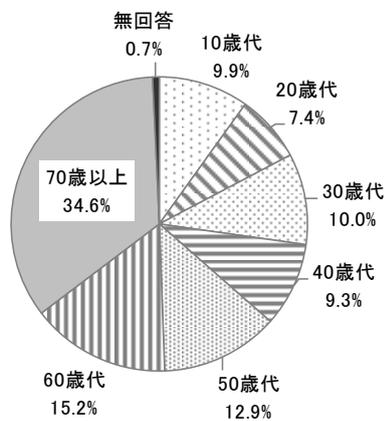
市民のこころの健康・自殺対策に関する意識や実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため

② 調査の概要

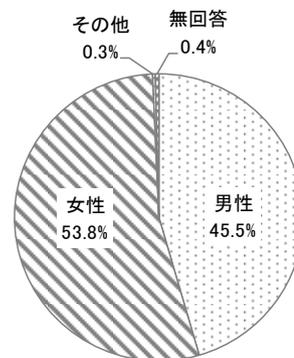
| | | | |
|----------|---------------------------|-------|-------|
| 調査対象 | 犬山市在住の15歳（高校生）以上の市民を無作為抽出 | | |
| 調査期間 | 2018年（平成30年）7月23日から8月10日 | | |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | | |
| 配布数及び回収数 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
| | 2,000通 | 690通 | 34.5% |

◎有効回答者の状況

年齢別割合



性別割合



③ 調査結果の表示方法

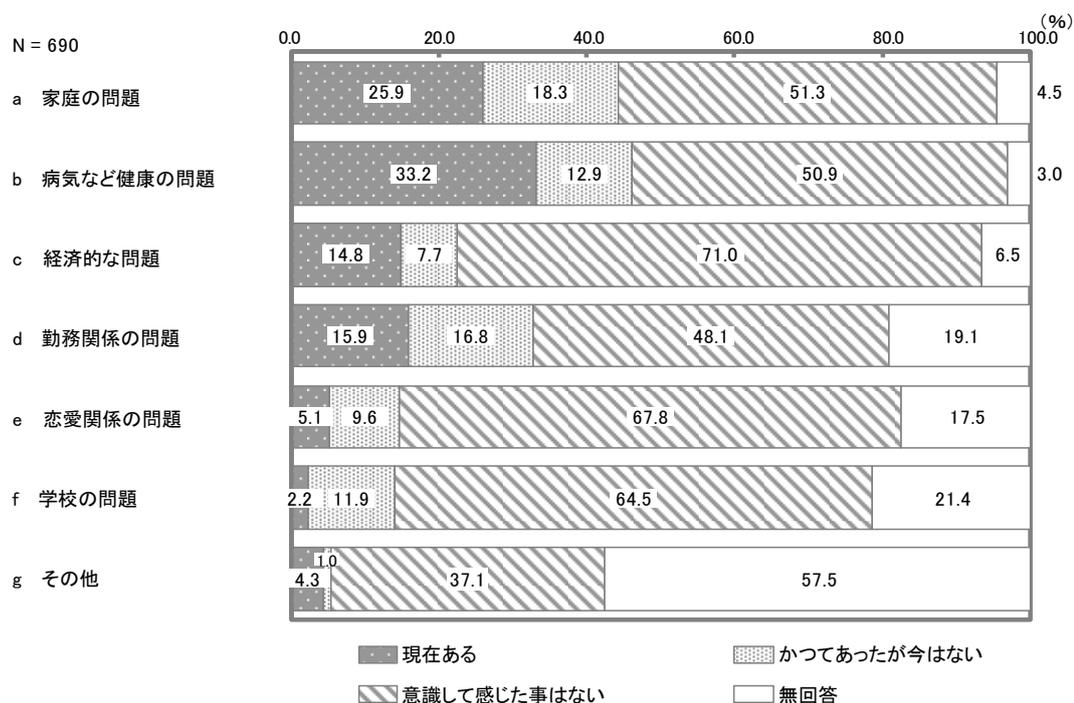
- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) 一般アンケート調査の主な結果

① 悩みや苦勞、ストレス、不満の状況

『a 家庭の問題』『b 病気など健康の問題』では他の項目より悩みや苦勞、ストレス、不満について「現在ある」の割合が高くなっており、「かつてあったが今はない」を合わせると約半数となっています。また、『c 経済的な問題』『d 勤務関係の問題』も約15%の人が「現在ある」と答えています。

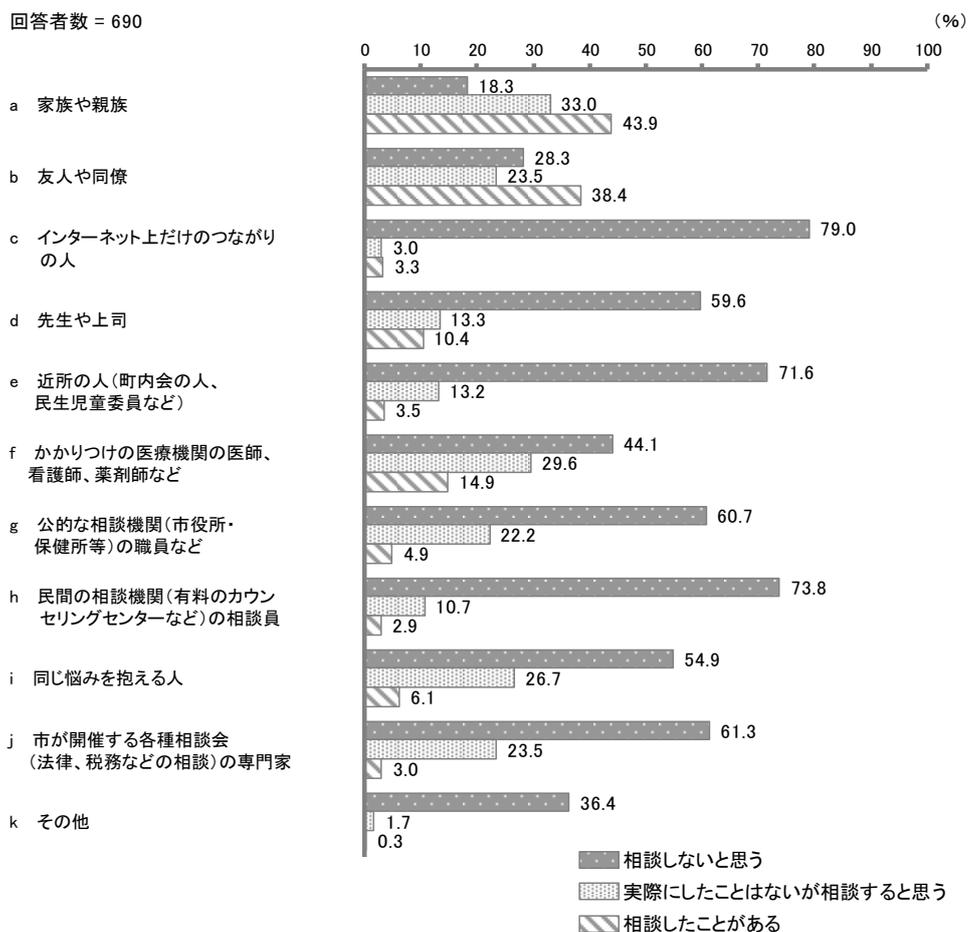
悩みや苦勞、ストレス、不満の状況



② 悩みや苦労、ストレス、不満を感じた時の相談先

『c インターネット上だけのつながりの人』で「相談しないと思う」の割合が高くなっています。また、「相談したことがある」「実際にしたことはないが相談すると思う」のどちらかの回答をした人は、『a 家族や親族』『b 友人や同僚』『f かかりつけの医療機関の医師、看護師、薬剤師など』の順での割合が高くなっています。

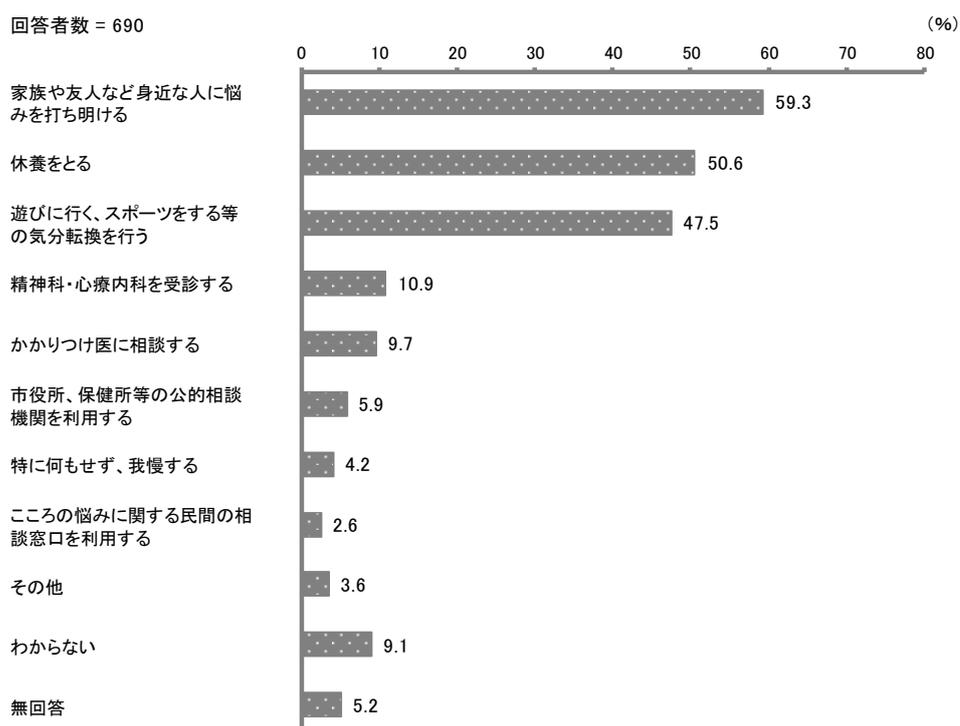
悩みや苦労、ストレス、不満を感じた時の相談先



③ 自分自身がこころの悩みを抱えた場合の対処策

「家族や友人など身近な人に悩みを打ち明ける」の割合が 59.3%と最も高く、次いで「休養をとる」の割合が 50.6%、「遊びに行く、スポーツをする等の気分転換を行う」の割合が 47.5%となっています。

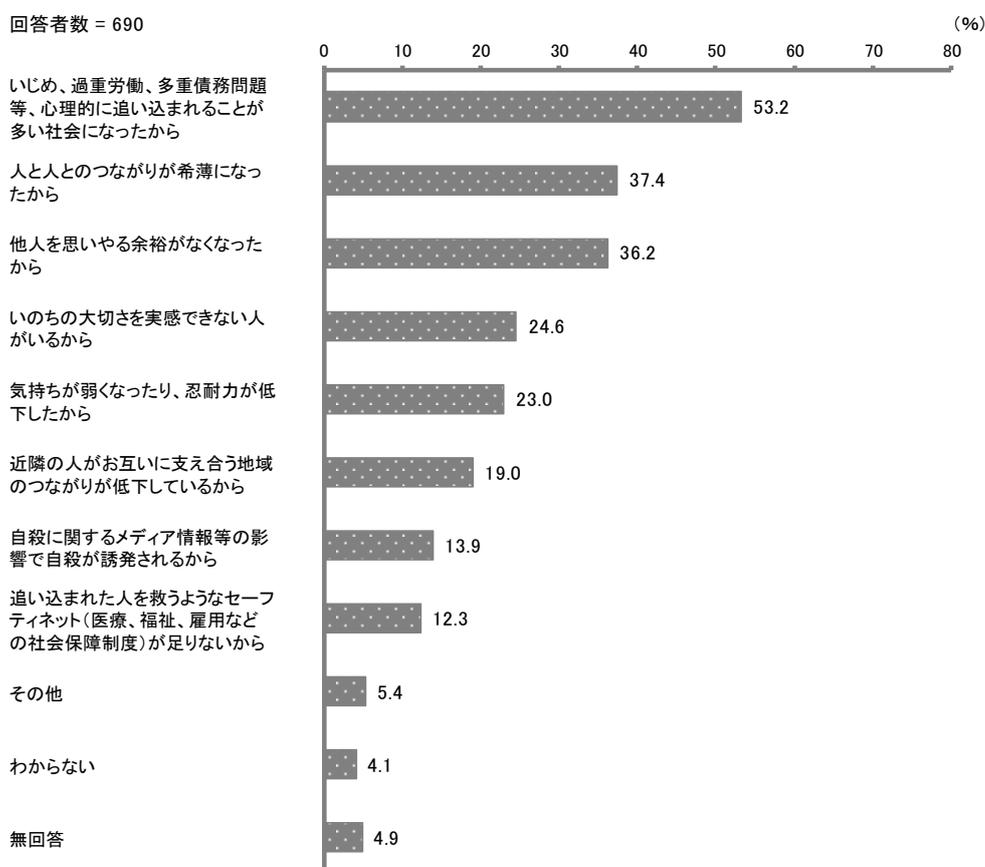
自分自身がこころの悩みを抱えた場合の対処策（〇は3つまで）



④ 自殺が生じている原因

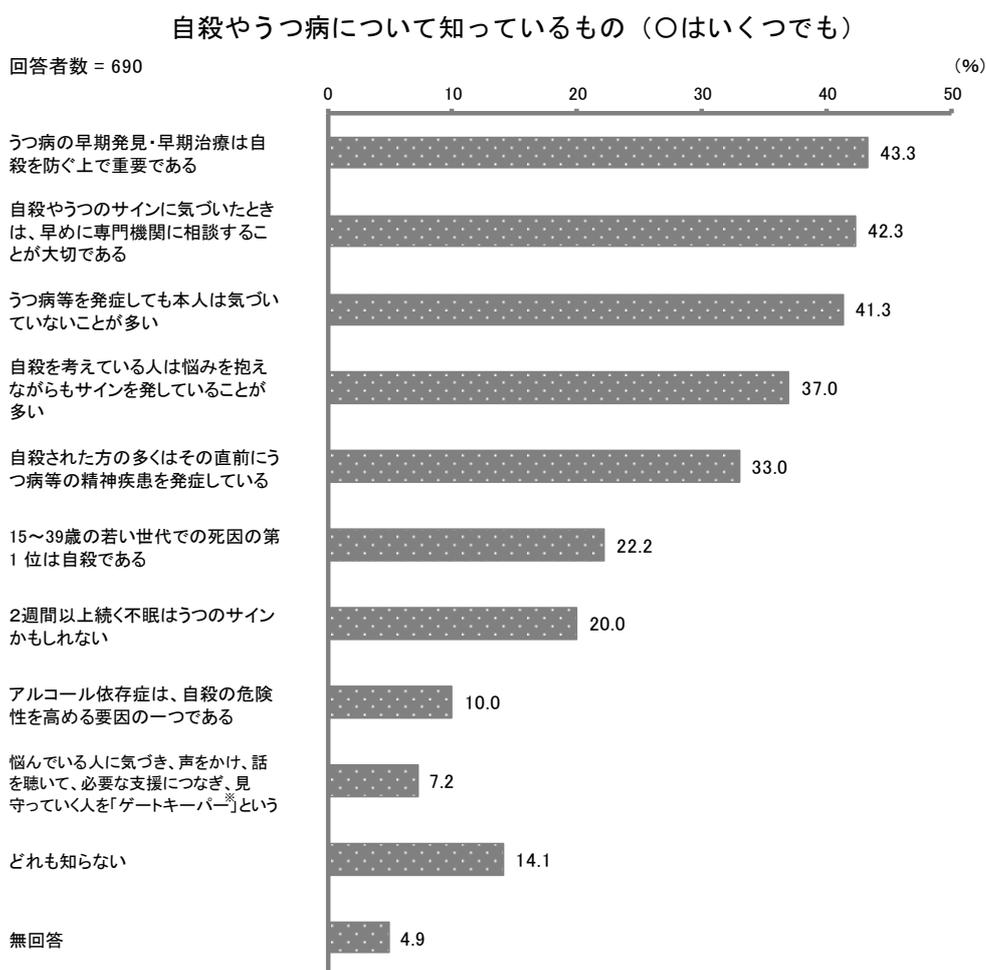
なぜ、これだけ多くの自殺が生じていると思うかの問いに、「いじめ、過重労働、多重債務問題等、心理的に追い込まれることが多い社会になったから」の割合が53.2%と最も高く、次いで「人と人とのつながりが希薄になったから」の割合が37.4%、「他人を思いやる余裕がなくなったから」の割合が36.2%となっています。

自殺が生じている原因（〇は3つまで）



⑤ 自殺やうつ病について知っているもの

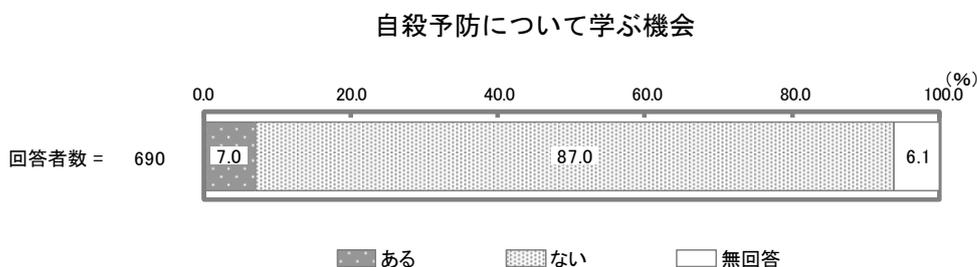
「うつ病の早期発見・早期治療は自殺を防ぐ上で重要である」の割合が 43.3%と最も高く、次いで「自殺やうつ病のサインに気づいたときは、早めに専門機関に相談することが大切である」の割合が 42.3%、「うつ病等を発症しても本人は気づいていないことが多い」の割合が 41.3%となっています。ゲートキーパーについて知っている人は 7.2%と低い認知度となっています。



※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなぎ、見守っていく人

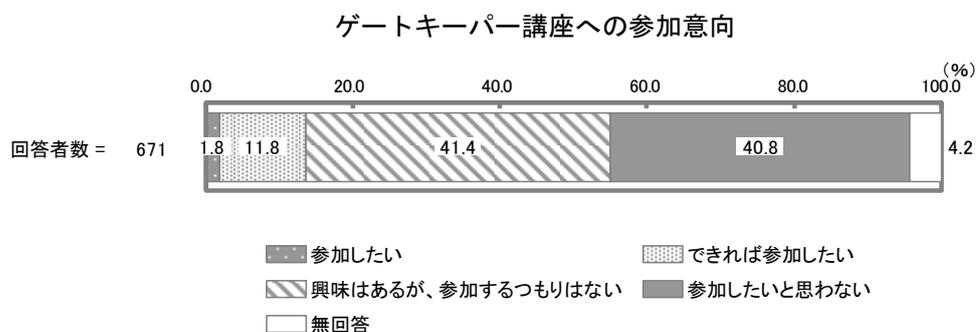
⑥ 自殺予防について学ぶ機会

「ある」の割合が7.0%、「ない」の割合が87.0%となっています。



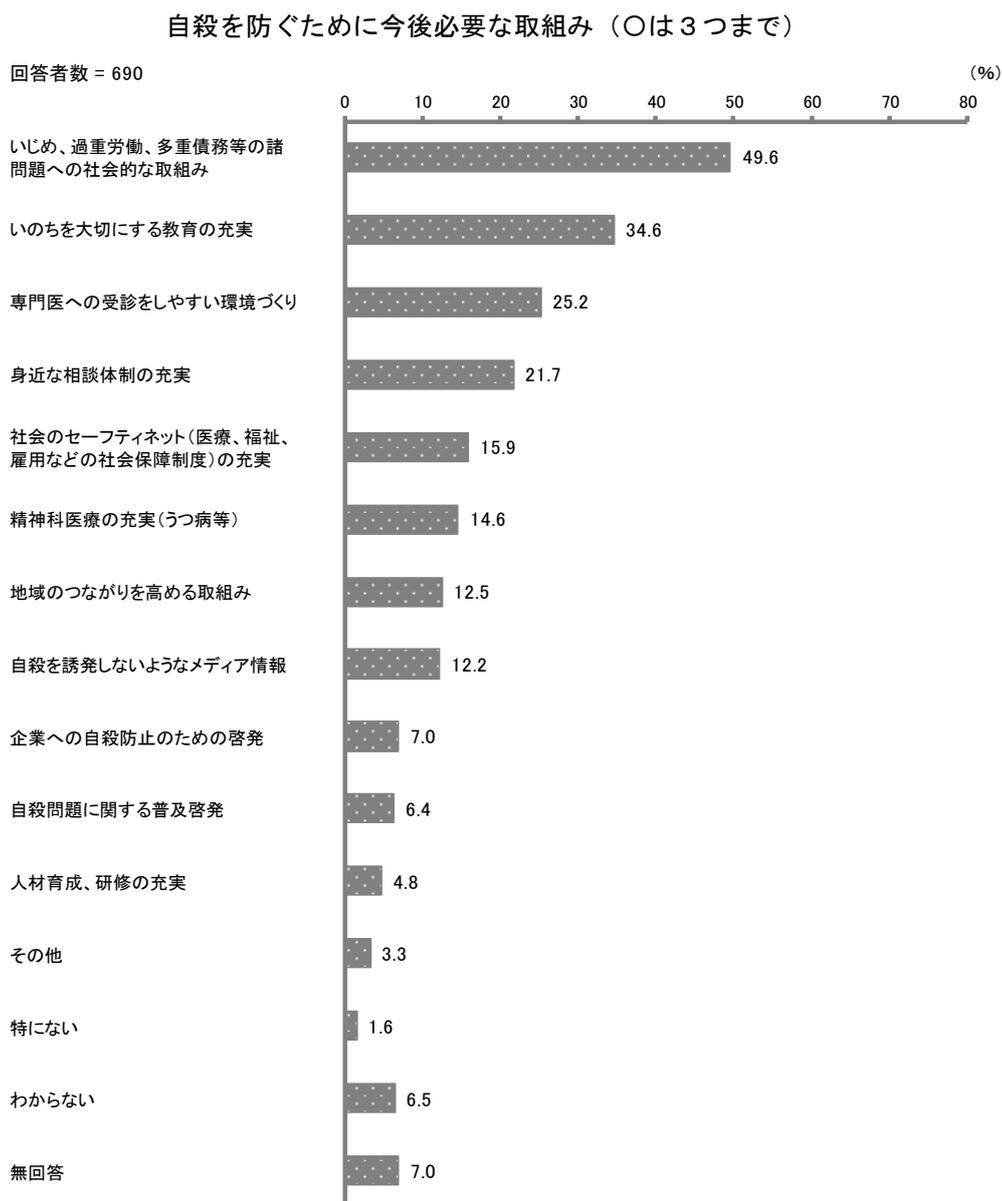
⑦ ゲートキーパー講座への参加意向

ゲートキーパー講座に参加したことがない人で、今後「参加したい」と「できれば参加したい」をあわせた“参加したい”の割合が13.6%、「興味はあるが、参加するつもりはない」の割合が41.4%、「参加したいと思わない」の割合が40.8%となっています。



⑧ 自殺を防ぐために今後必要な取組み

自殺を防ぐためにはどのような取組みが必要だと思ふかの問いに、「いじめ、過重労働、多重債務等の諸問題への社会的な取組み」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「いのちを大切にす教育の充実」の割合が 34.6%、「専門医への受診をしやすい環境づくり」の割合が 25.2%となっています。



⑨ 悩みに関する本市の相談窓口で知っているもの

「知っている」の割合が『b 健康相談（市民健康館 さら・さくら）』で53.2%ですが、他の相談については50%を下回っており、「知らない」の割合が高くなっています。

悩みに関する本市の相談窓口で知っているもの

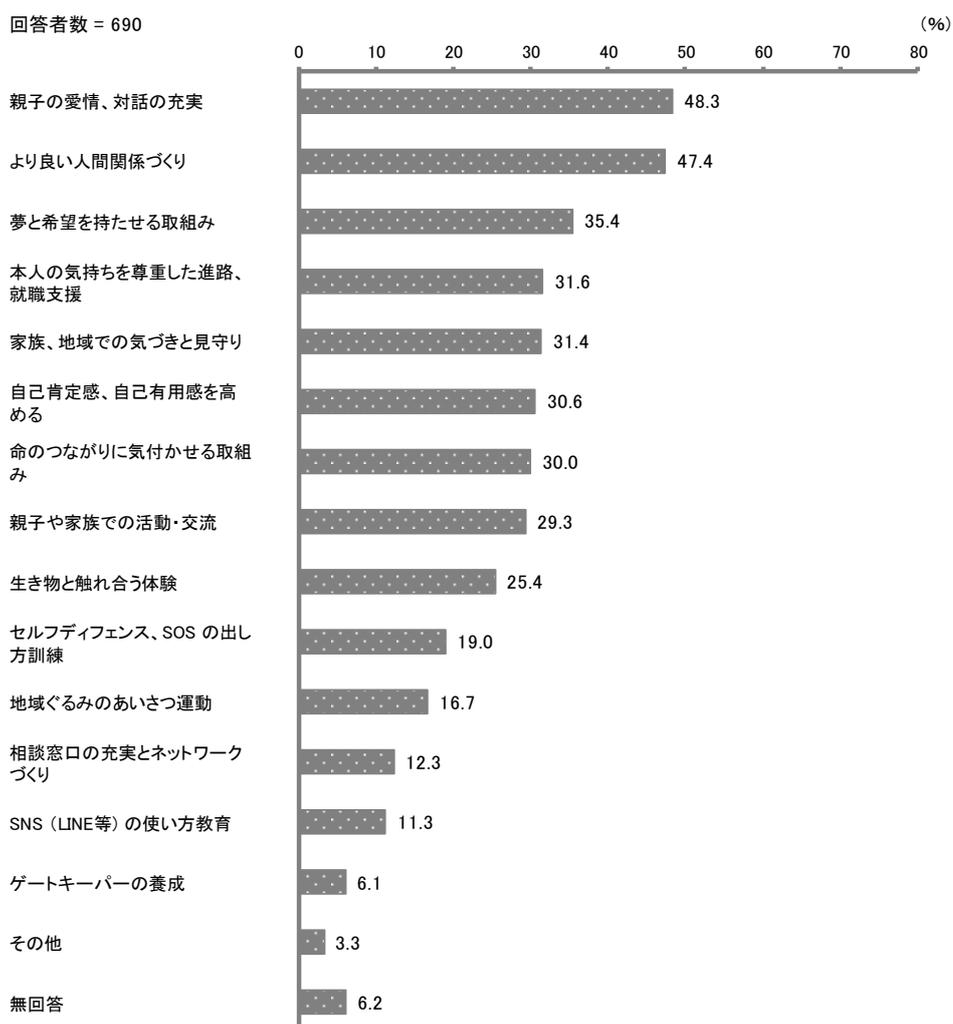
回答者数 = 690



⑩ 子ども・若者の自殺対策について必要だと思うこと

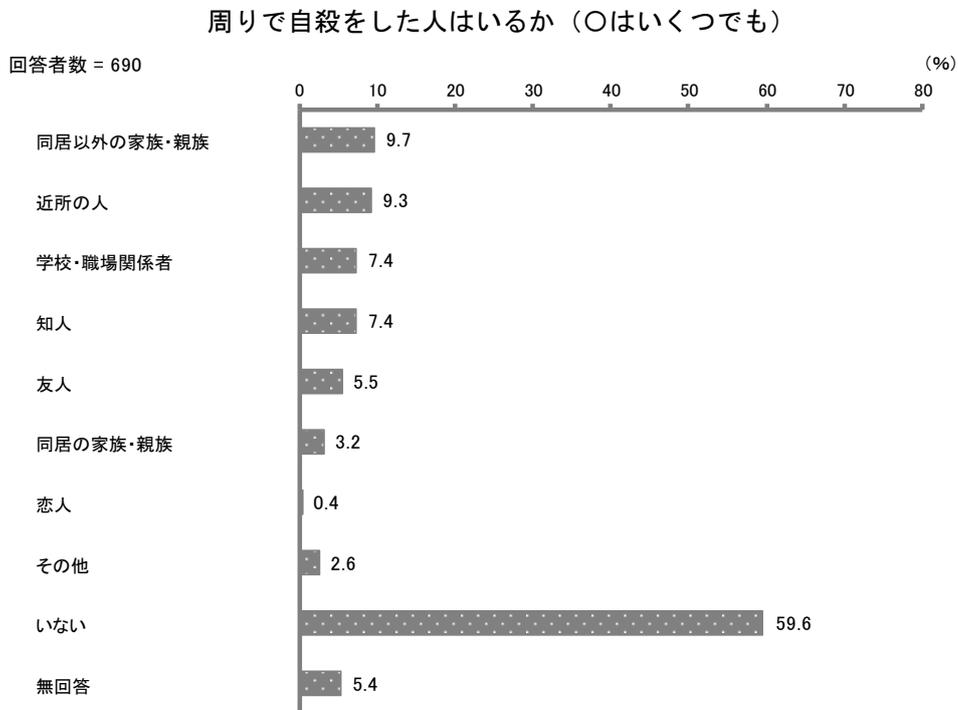
「親子の愛情、対話の充実」の割合が48.3%と最も高く、次いで「より良い人間関係づくり」の割合が47.4%、「夢と希望を持たせる取組み」の割合が35.4%となっています。

子ども・若者の自殺対策について必要だと思うこと（〇はいくつでも）



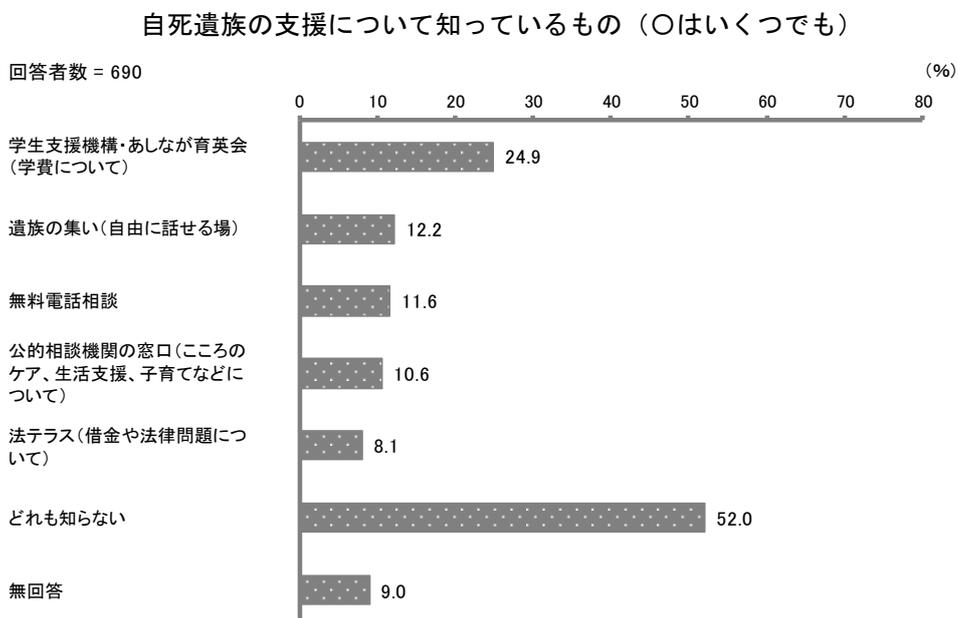
⑪ 周りで自殺をした人はいるか

「いない」、「無回答」を除いた 35.0%の人が周りで自殺した人がいると答えています。



⑫ 自死遺族の支援について知っているもの

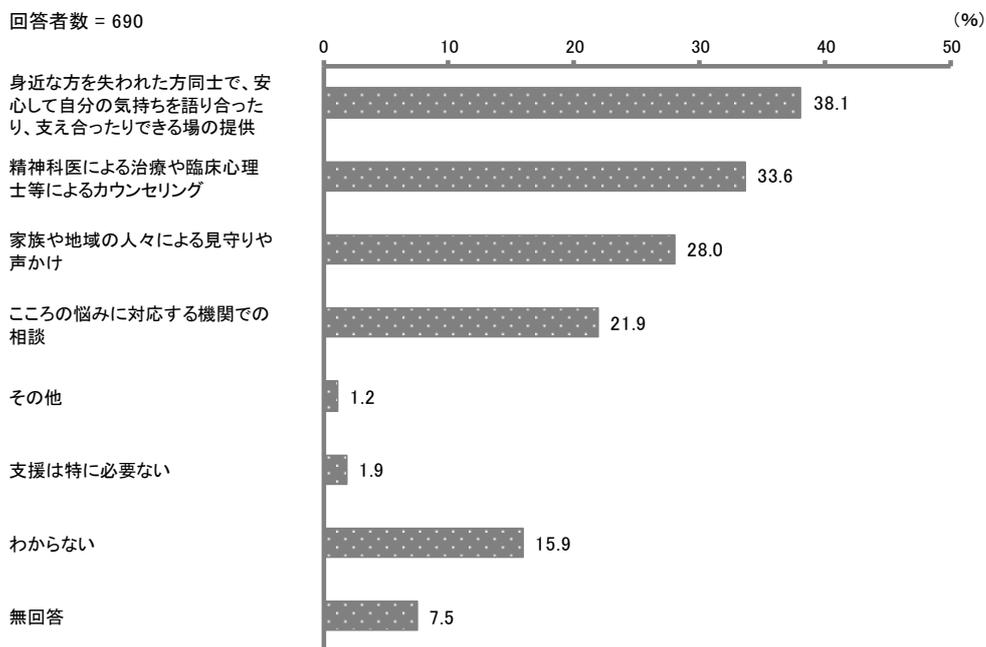
「どれも知らない」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「学生支援機構・あしなが育英会 (学費について)」の割合が 24.9%、「遺族の集い (自由に話せる場)」の割合が 12.2%となっています。



⑬ 身近な方を自殺により失った人に対する必要な支援

身近な方を自殺により失った人にどのような支援が必要だと思うかの問いに、「身近な方を失われた方同士で、安心して自分の気持ちを語り合ったり、支え合ったりできる場の提供」の割合が38.1%と最も高く、次いで「精神科医による治療や臨床心理士等によるカウンセリング」の割合が33.6%、「家族や地域の方々による見守りや声かけ」の割合が28.0%となっています。

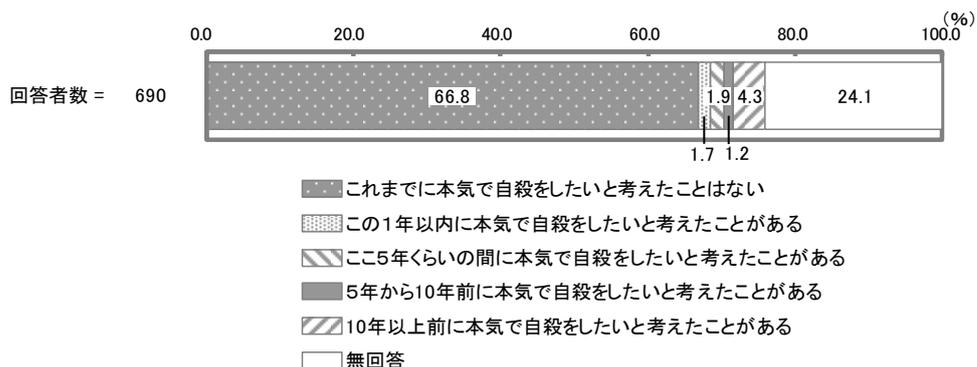
身近な方を自殺により失った方に対する必要な支援（〇は2つまで）



⑭ 本気で自殺をしたいと考えたことがあるか

「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」の割合が66.8%と最も高くなっていますが、約1割の人が、自殺を考えたことがあると答えています。

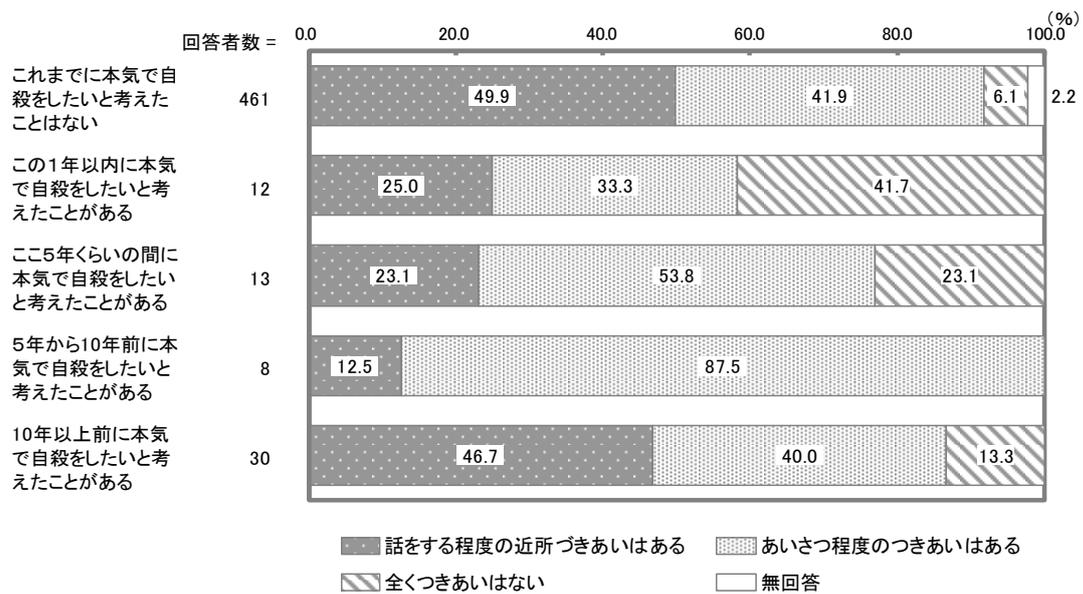
本気で自殺をしたいと考えたことがあるか



⑮ 自殺をしたいと考えたことの有無別の近所つきあいの傾向

近所の人とのつきあいについて「全くつきあいはない」と回答した人は、『この1年以内で本気で自殺をしたいと考えたことがある』人では41.7%、『ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある』人で23.1%となっており、自殺を考えたことがない人に比べて、近所の人とのつきあいが少なくなっています。

自殺をしたいと考えたことの有無別の近所つきあいの傾向



(3) 児童・生徒調査及び母子保健調査の概要

この調査は、本計画のために行ったものではなく、同年に実施した「第2次みんなで進めるいぬやま健康プラン21」の中間評価のためのアンケートのうち、児童・生徒及び母子保健について、こころに關係する部分を抜粋したものです。

① 調査の目的

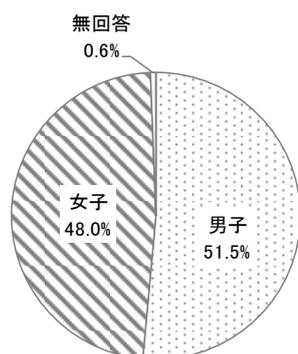
子どもや母親の体やこころ等について実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため

② 調査の概要

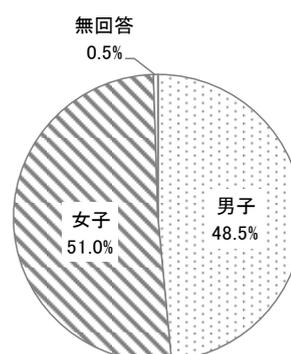
| | | | |
|----------|--|---|---|
| 調査対象 | 【児童・生徒調査】 犬山市内の小学5年生、中学2年生 【母子保健調査】 乳幼児健診やパパママ教室、母子健康手帳交付に参加した人 | | |
| 調査期間 | 【児童・生徒調査】 小学生 2018年(平成30年)9月3日~9月7日 中学生 2018年(平成30年)9月14日~9月19日 【母子保健調査】 2018年(平成30年)9月1日~10月23日 | | |
| 調査方法 | 【児童・生徒調査】 学校を通じて配布・回収 【母子保健調査】 乳幼児健診やパパママ教室、母子健康手帳交付の参加時に配布・回収 | | |
| 配布数及び回収数 | 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
| | 【児童・生徒調査】 小学生 748 通 中学生 652 通 【母子保健調査】 乳幼児健診 340 通 パパママ教室等 106 通 パパママ教室等父親 23 通 | 【児童・生徒調査】 小学生 717 通 中学生 592 通 【母子保健調査】 乳幼児健診 340 通 パパママ教室等 106 通 パパママ教室等父親 23 通 | 【児童・生徒調査】 小学生 95.9% 中学生 90.8% 【母子保健調査】 100.0% |

◎有効回答者の状況【児童・生徒調査】

性別割合（小学生）



性別割合（中学生）



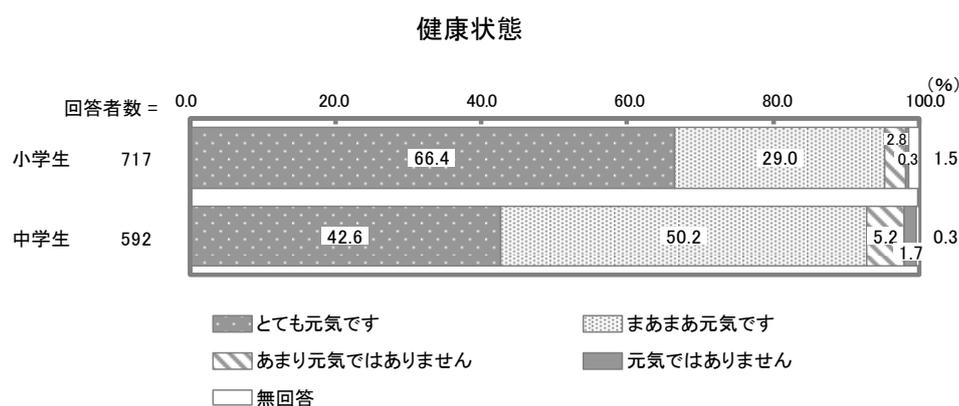
③ 調査結果の表示方法【児童・生徒調査】

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(4) 児童・生徒調査及び母子保健調査の主な結果

① 健康状態

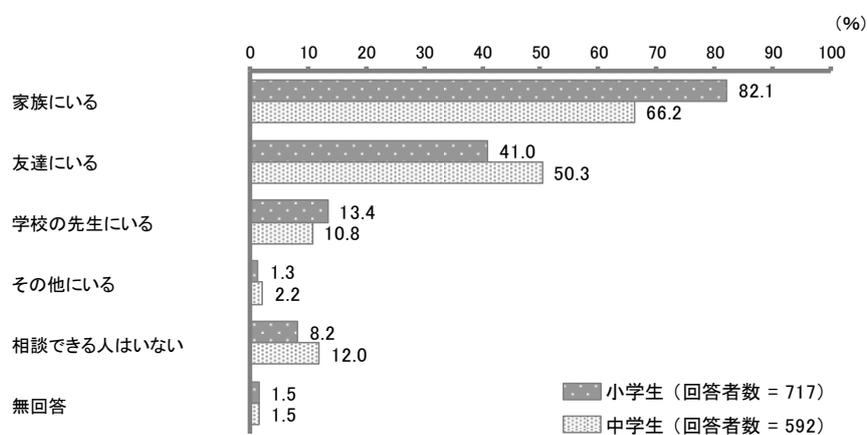
健康状態について、「とても元気です」と「まあまあ元気です」をあわせた“元気”の割合は、小学生で95.4%、中学生で92.8%となっています。また、「あまり元気ではありません」と「元気ではありません」をあわせた“元気でない”の割合は、小学生で3.1%、中学生で6.9%となっています。



② 体のことや心配事について相談できる人の有無

体のことや心配事について相談できる人について、小学生、中学生とも「家族にいる」「友達にいる」の割合が高くなっています。一方、「相談できる人はいない」の割合が小学生で8.2%、中学生で12.0%と、約1割の人が誰にも相談できない状況がうかがえます。

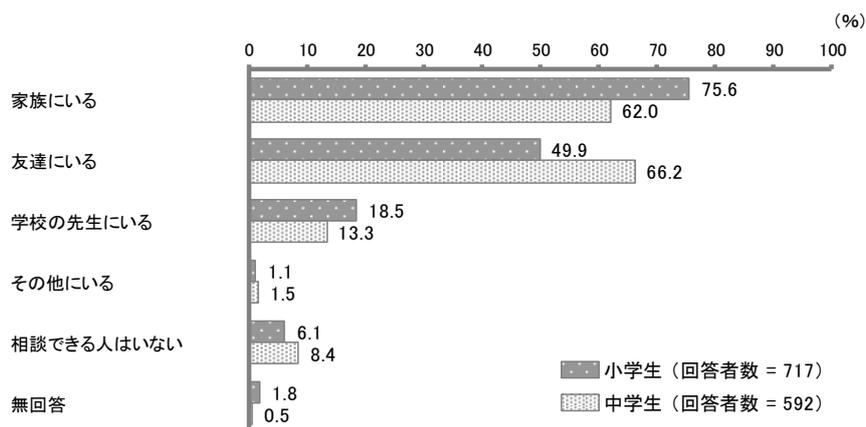
体のことや心配事について相談できる人の有無 (○はいくつでも)



③ 友達のことでも困った時に相談できる人の有無

友達のことでも困った時に相談できる人について、小学生では「家族にいる」が最も高く75.6%、中学生では「友達にいる」が最も高く66.2%となっています。一方、「相談できる人はいない」の割合は小学生で6.1%、中学生で8.4%となっています。

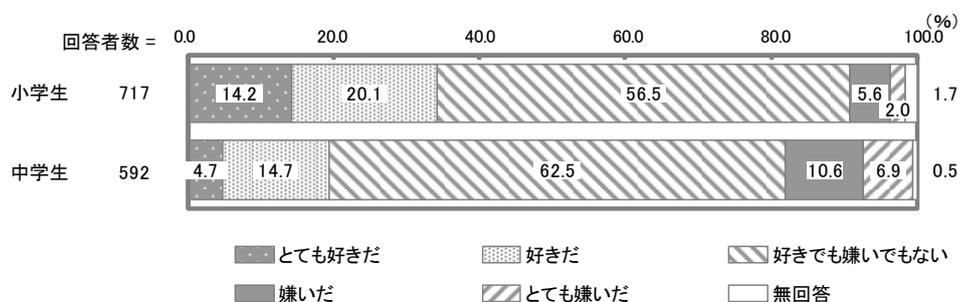
友達のことでも困った時に相談できる人の有無（〇はいくつでも）



④ 自分が好きか

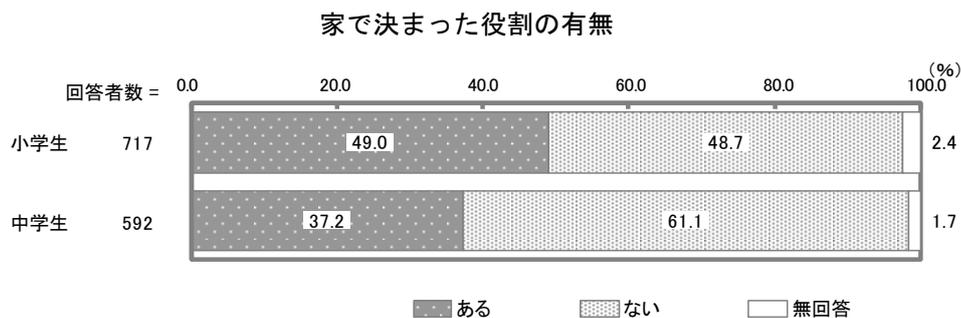
自分が好きかについて、「とても好きだ」と「好きだ」をあわせた“自分が好き”の割合は、小学生で34.3%、中学生で19.4%となっています。また、「嫌いだ」と「とても嫌いだ」をあわせた“自分が嫌い”の割合は、小学生で7.6%、中学生で17.5%となっています。年齢が高くなると“自分が好き”の割合が減少し、“自分が嫌い”の割合が増加する傾向がうかがえます。

自分が好きか



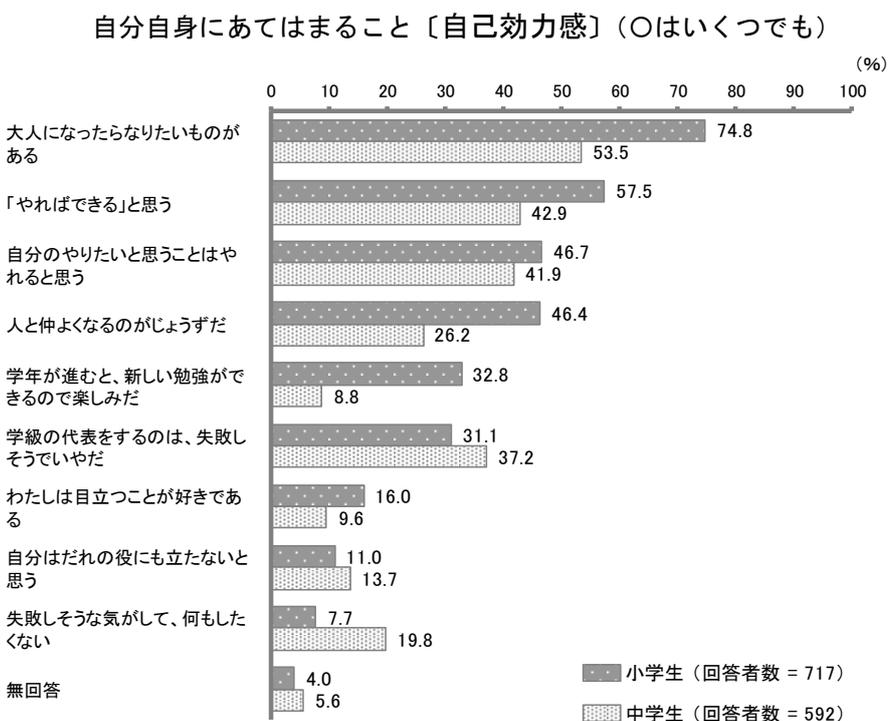
⑤ 家で決まった役割の有無

家で決まった役割について、小学生では「ある」の割合が49.0%、「ない」の割合が48.7%となっています。また、中学生では「ある」の割合が37.2%、「ない」の割合が61.1%となっています。



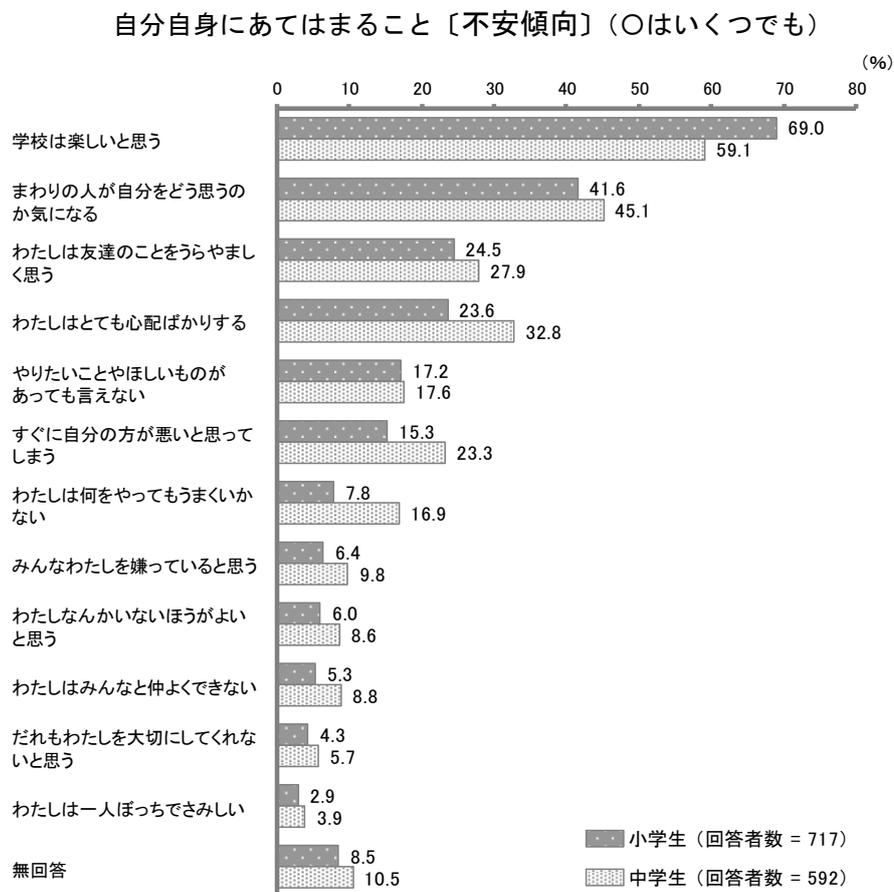
⑥ 自分自身にあてはまること〔自己効力感〕

自分自身にあてはまることについて、小学生、中学生とも「大人になったらなりたいたいものがある」の割合が最も高く、次いで「やればできる」と思う、「自分のやりたいと思うことはやれると思う」となっています。



⑦ 自分自身にあてはまること〔不安傾向〕

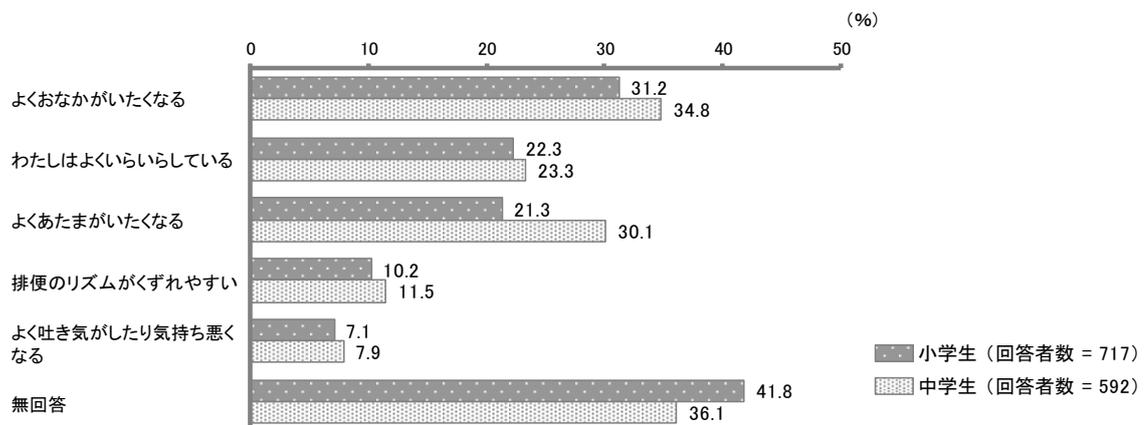
自分自身にあてはまることについて、小学生では「学校は楽しいと思う」の割合が最も高く 69.0%、次いで「まわりの人が自分をどう思うのか気になる」の割合が 41.6%、「わたしは友達のことをうらやましく思う」の割合が 24.5%となっています。また、中学生では「学校は楽しいと思う」の割合が最も高く 59.1%、次いで「まわりの人が自分をどう思うのか気になる」の割合が 45.1%、「わたしはとても心配ばかりする」の割合が 32.8%となっています。



⑧ 自分自身にあてはまること〔身体症状〕

自分自身にあてはまることについて、小学生では「よくおなかがいたくなる」の割合が最も高く 31.2%、次いで「わたしはよくいらいらしている」の割合が 22.3%、「よくあたまがいたくなる」の割合が 21.3%となっています。また、中学生では「よくおなかがいたくなる」の割合が最も高く 34.8%、次いで「よくあたまがいたくなる」の割合が 30.1%、「わたしはよくいらいらしている」の割合が 23.3%となっています。

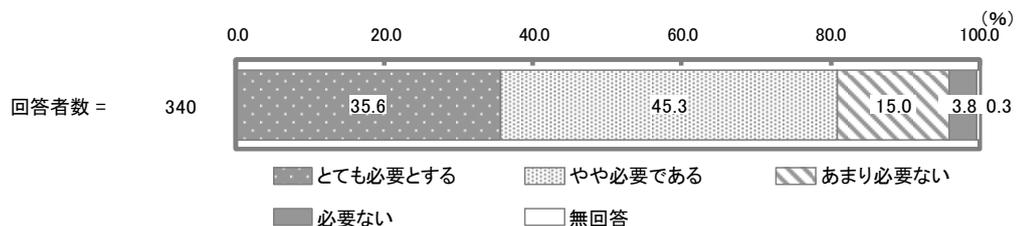
自分自身にあてはまること〔身体症状〕（○はいくつでも）



⑨ 母親が子育てから離れてリフレッシュできる場所が必要であると感じている人の割合

母親が子育てから離れてリフレッシュすることが「必要である」と「やや必要である」をあわせた“必要である”と感じている人の割合は 80.9%と高くなっています。

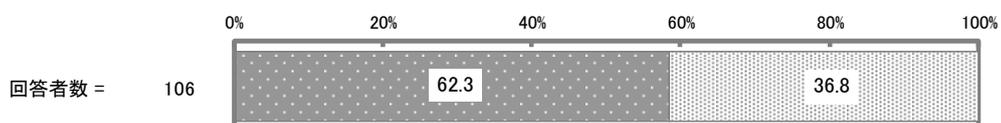
母親が子育てから離れてリフレッシュすることが必要である



⑩ 産後の生活に不安や心配に思うことがある人

産後の生活に不安や心配に思うことがある人の割合は 62.3%となっています。

産後の生活に不安や心配に思うことがある人



5 本市における自殺対策の課題

統計データ、「犬山市民のこころの健康に関する実態調査」の結果、「犬山市民健康づくりに関する実態調査（児童・生徒含む）」からみた基本方針ごとの本市における自殺対策の課題 ～ 国の自殺対策の方針を踏まえて ～

（１）一次予防【未然予防】

市民アンケート調査によると、これまでに、本気で自殺をしたいと考えたことがある人の割合が1割弱、周りで自殺した人がいる人の割合が3割半ばとなっています。また、本気で自殺をしたいと考えたことがある人は、考えたことがない人に比べて、近所の人とのつきあいが少ない傾向にあります。一方、自殺を防ぐために、今後必要な取組みについて、「いじめ、過重労働、多重債務等の諸問題への社会的な取組み」の割合が約5割と最も高く、次いで「いのちを大切にする教育の充実」の割合が3割半ばと高くなっています。

自分自身がこころの悩みを抱えた場合の対処策として、「特に何もせず、我慢する」と答えた人が4.2%、「わからない」と答えた人が9.1%と対処策をもたない人がおり、一人で抱え込んで孤立につながる危険性もあります。

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には本人が誰かに援助を求めること、周りの人が気づいてしかるべき機関につなぐことが大切であるということについて市民への普及啓発を実施することが必要です。

また、本市では、全国、愛知県と比べ若い人の自殺率も高い傾向にあります。また、児童生徒のアンケートで、体のことや心配事について相談できる人について、「相談できる人はいない」の割合が小学生で8.2%、中学生で12.0%と、約1割の人が誰にも相談できない状況があります。学校や社会において直面するさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方等に関する教育）や相談機関の周知等、若い世代への自殺予防に関する施策は重要です。

長時間労働、失業、各種のハラスメント、いじめ、育児や介護疲れなど自殺の原因となり得るさまざまなこころの負荷についても、市民が過剰にストレスを溜め込まずに適切に対処できるよう、市民自身のこころの不調やストレスへの気づきを促すとともに、ストレスを軽減するための支援の強化が課題です。

(2) 二次予防【危機介入】

市民アンケート調査によると、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる問題について、「病気など健康の問題」「家庭の問題」「勤務関係の問題」で「現在ある」「かつてあったが今はない」と回答した人が3割以上と高くなっています。また、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じた時の相談先については、「家族や親族」や「友人や同僚」の割合に比べ、「公的な相談機関（市役所・保健所等）の職員など」、「民間の相談機関（有料のカウンセリングセンターなど）の相談員」、「市が開催する各種相談会（法律、税務などの相談）の専門家」の割合が数%と専門家への相談が低くなっています。さらに、「健康相談（市民健康館 さら・さくら）」、「子育て相談・健康相談（保健センター）」、「市民相談（市役所）」「消費生活相談（市役所）」「子育て広場（市内児童館・児童センター・子ども未来園）」以外の市の相談窓口の認知度は3割未満と低くなっています。

自殺を防ぐために今後必要な取り組みとして、「専門医への受診しやすい環境づくり」「身近な相談体制の充実」「社会のセーフティネットの充実」が挙げられており、治療・サポート体制の充実・地域におけるネットワークの強化が求められています。

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、身近な地域の相談窓口が市民にとって相談しやすいものになるよう体制の充実を図り、市民の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うことが必要です。

「ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守っていく人）」のことを知っている人や自殺予防について学ぶ機会がある人の割合は、1割未満と低くなっています。また、本市が実施するゲートキーパー講座への参加意向がある人の割合は1割強と多くありません。

こころに問題を抱えた人への偏見を解消するとともに、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を、いかに養成・育成するかが課題です。

(3) 三次予防【連鎖予防】

市民アンケート調査によると、自死遺族の支援について、「どれも知らない」の割合が5割と高くなっています。一方、身近な人を自殺により失われた人に対して必要な支援について、「身近な方を失われた方同士で、安心して自分の気持ちを語り合ったり、支え合ったりできる場の提供」、「精神科医による治療や臨床心理士等によるカウンセリング」、「家族や地域の人々による見守りや声かけ」などが求められています。

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺の再企図リスクが高いと判断された人が必要な医療的ケアや相談支援を受けられるよう、医療機関、警察、保健所、消防等との連携体制の強化が課題です。

大切な人を亡くし、悲しみ・苦しみを抱えている自殺者の親族等が適切な支援を受けることができるように、適切な情報の提供、支援体制の充実を図ることが必要です。

(4) ライフステージ別対策

市民アンケート調査によると、子ども・若者の自殺対策について必要だと思うことについて、「親子の愛情、対話の充実」、「より良い人間関係づくり」、「夢と希望を持たせる取組み」などが求められています。

また、少子化や核家族化などが進むなか、育児の悩みを抱える親の孤立が問題となっています。2018年（平成30年）度「母子保健及び子育て支援事業に関するアンケート」の調査結果によると母親が子育てから離れてリフレッシュすることが必要であると感じている人が80.9%となっており、また、産後の生活に不安や心配に思うことがある人の割合は62.3%となっています。

孤立させず、育児に対する親の不安を軽減することで、安心して子育てができる環境づくりを進めることが必要です。

自殺が大きな社会問題となっている原因について、「いじめ、過重労働、多重債務問題等、心理的に追い込まれることが多い社会になったから」、「人と人とのつながりが希薄になったから」、「他人を思いやる余裕がなくなったから」などが上位に挙げられています。

各種相談窓口を周知し、適切な対応をすることが重要です。また、学校におけるSOSの出し方等に関する教育を推進するとともに、支援を必要とする若者が漏れないようライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）に応じ

た支援や自殺対策に資する教育等を推進することが必要です。

仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実が課題です。

地域包括ケアシステムと連携し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等の促進が重要です。



自殺対策の施策の展開

1 一次予防【未然予防】

(1) 市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進

① 自殺について市民への普及啓発

自殺は一部の人の問題ではなく、身近で起こり得る問題であることについて市民一人ひとりが認識できるよう啓発を進めます。また、うつ病等の精神疾患や、自殺やこころの健康問題に対する正しい知識の普及活動を推進し、市民の理解を深める取組みを推進します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------|--|---------|
| 青少年悩み相談窓口紹介カードの配布 | いじめ、不登校、非行、ニートなどの青少年のさまざまな悩みの相談に応じる窓口の紹介カードを市内の小・中・高校生に配布することで、安心して相談できる窓口を案内し、青少年の自殺防止を図ります。 | 文化スポーツ課 |
| 青少年健全育成講演会 | 壮絶ないじめとそれを乗り越えた講師の体験談について小・中・高校生とその保護者及び関係者に知らせることで、自殺につながるいじめをなくし、困難に立ち向かう勇気を醸成し青少年の自殺防止につなげます。 | 文化スポーツ課 |
| 啓発用パンフレット配布 | 自殺予防に関する啓発用パンフレットやホームページ等により、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また相談窓口の情報について市民や関係者への啓発を行います。 | 健康推進課 |
| 自殺予防キャンペーンの実施 | 国の自殺対策強化期間である9月及び3月に、自殺予防キャンペーンを実施し、自らのこころの健康を保つ方法や、身近な人の自殺のサインに気づき、必要な対応ができるよう情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| ストレスチェックの実施 | ストレスチェック表の設置・自己チェックを促します。 | 健康推進課 |

② 児童生徒のSOSの出し方等に関する教育の充実

学校におけるSOSの出し方等に関する教育を推進するとともに、命の大切さを学ぶことで、それぞれの置かれている状況に応じた支援や自殺対策に資する教育等を推進します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------------------------|--|-----------------|
| 犬山市教育研究会 健康教育研究委員会 | 健康教育や食育、生と性を考えていく機会として、研究委員会（生と性の指導研究部会）が中心となって、命を大切にする授業の実践、研究を行います。 | 学校教育課 |
| 道徳の教科化 | 学び合いの授業や道徳の時間を中心に、規範意識や豊かな人間性の育成に努め、道徳的実践力を高めます。 | 学校教育課 |
| 自殺予防教育推進 事業「自殺予防教育 指導者研修会」 | 愛知県が学校における自殺予防教育を推進することを目的に教員が自殺予防教育の必要性を理解し、SOSの出し方教育等の実践方法を身につけるために開催する研修会へ市内中学校の教員を派遣します。 | 学校教育課 |
| 中学生子育て体験 | 乳児とのふれあいや母親から子育てについて聞く体験を通して、子どもや家族の大切さ、命の尊さ、次世代へ命をつなぐことの意義を学ぶ機会をつくれます。 | 学校教育課 子ども未来課 |

③ こころの健康づくりの推進

自殺の原因となり得るさまざまなストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等ができるよう、家庭・地域・学校における教育、啓発等を行い、こころの健康づくりを推進します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------------|-----------------------------------|-------------------|
| メンタルヘルスに関わる健康教育 | メンタルヘルスに関わる講話により、こころの健康づくりを推進します。 | 健康推進課 |
| 各種健康体操 | リフレッシュ体操等で体の緊張感を取り体をほぐします。 | 健康推進課 健康づくり推進員 |
| 職場におけるこころの健康づくり講座 | 依頼職場へ出向きこころの健康に関する講話を行います。 | 健康推進課 |
| 講座の開催 | 保健所と連携し保健所実施事業の広報掲載等を行います。 | 江南保健所 健康推進課 |
| うつスクリーニングの実施 | 検診や教室、研修を活用しこころの健康状態を知り予防に努めます。 | 健康推進課 |

(2) こころの健康を支援する環境の整備

① さまざまな相談に対応できる相談体制の充実

自殺は多種多様な要因が複雑に関係していることから、悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるようにするために、体制の充実を図ります。また、さまざまな悩みを抱える市民が、適切な相談機関につながり、問題や悩みの解決が図られるよう、相談機関の連携・ネットワークの充実を図ります。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|--------------------------|--|------------------------|
| こころの悩み相談 | 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるようにするために、地域の精神科専門医による相談を実施します。 | 健康推進課 |
| スクールカウンセラー派遣事業 | 専門家を中学校と拠点校となる小学校へ派遣し、相談相手として子どもたちだけでなく、保護者にもカウンセリング等を実施します。緊急時には、特別に派遣されるスーパーバイザーを活用し、子どもたちの心のケアを実施します。 | 学校教育課 |
| 家庭児童相談室 | 子どもに関する悩みや疑問について専門の相談員が対応し、共に解決や理解の方法を考えます。 | 子ども未来課 |
| 外国人相談窓口 | 日本語が話せない外国人に対し、市の業務全般の相談や相談窓口の紹介をします。窓口相談開催時に相談があれば、母国語で相談できる窓口を紹介します。 | 観光交流課 |
| 消費生活法律相談 | 相談者の消費生活、多重債務等の不安や悩みを解決するため、専門の弁護士による対面相談を実施します。 | 産業課 |
| 消費生活相談 | 消費生活において消費者が受ける被害、不利益を防止、生活の安定を図るなど消費者安全法の理念に基づき消費生活に関する問題や苦情に対する相談に専門の消費生活相談員が対応します。 | 産業課 |
| 人権相談 | 人権擁護委員による人権に関する相談を実施します。 | 市民課 |
| 高齢者あんしん相談センター職員による総合相談業務 | 高齢者やその家族等からの高齢者に関する内容の相談に対応し、高齢者福祉サービスの利用支援等の適切な支援につなげます。 | 長寿社会課 高齢者あんしん相談センター |
| 障害者相談支援事業 | 障害者などの福祉に関するさまざまな問題について、障害者や家族等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。 | 福祉課 |
| 身体者・知的障害者相談 | ピアカウンセリングとして、身体障害者、知的障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。 | 福祉課 |

青少年悩み相談

非行、いじめ、不登校、ニートなど青少年のさまざまな悩みの相談に応じ、関係機関と連携して悩み解消に向け取り組みます。

文化スポーツ課

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| 母子健康手帳の交付 妊産婦健康診査 | 妊娠届出書から悩みや不安・既往歴を確認し、妊娠中のフォローをしていきます。また産後うつ等にならないように産後の経過も確認を行います。 | 健康推進課 |
| 子育て世代包括支援センター『すくすくいぬまる』相談事業 | 妊娠中から子育てに係る母子の不安や負担を軽減するため専用電話や専用メールへ相談してもらい、回答。その内容によって専門職へつなぎます。 | 健康推進課 |
| おめでとう訪問 (ベビワン♥訪問) | 4か月児健康診査受診前までの児がいる家庭へ主任児童委員や保健師が全戸訪問します。授乳などに不安を持つ人に対し助産師が訪問します。 | 健康推進課 |
| 乳幼児健康診査 | 4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を実施。児の身体発育・精神発達面等早期発見をし適切な指導を行います。また、アンケートにより家庭環境や保護者の精神的な不安を把握します。 | 健康推進課 |
| 親子教室・スキップ教室 | 健康診査事業・相談事業で把握した育児ストレスや負担感を軽減することや子の関わりを学んでもらうための教室を保健センター等で実施します。その中で精神的な不安を把握し必要な場所へつなぎます。 | 子ども未来課 健康推進課 |
| 子育て相談 | 心理相談員による育児不安や育児ストレスを軽減するための相談を行います。 | 健康推進課 |
| 生活なやみ相談 | 専門窓口の設置をします。 | 愛知県警察署本部 |
| 心配ごと相談 | 困りごとを身近な人に話せずに悩んでいる人の相談に応じています。相談内容に応じて、専門相談や関係機関につなげます。 | 社会福祉協議会 |
| まちなかおしゃべりサロン | 町内単位での交流による、地域コミュニティの絆づくりを行います。 | 民生委員・児童委員 |
| 民生児童委員の訪問・相談活動 | 高齢者の実態調査訪問や乳幼児等の子育てガイド配付時に顔を知ってもらい気軽に声をかけられる関係づくりを行います。 | 民生委員・児童委員 |
| アルコール相談 | 断酒会会員によるアルコールに関する悩み相談を実施します。 | 断酒会 健康推進課 |

② 勤務問題の解消の推進

ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルスの対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-------------|--|---------|
| 男女共同参画啓発事業 | 市民や市内事業所へ、育児・介護の休業制度やワーク・ライフ・バランスの大切さ、女性も働きやすい労働環境の整備に関する啓発を講演会などを通して行います。 | 地域安全課 |
| 若年者就労支援 | いちのみや若者サポートステーションと連携し、働くことや自らの進路、社会へ出ていくことに悩みを持つ若者やその家族に対して、就労支援相談を実施します。 | 産業課 |
| 労働相談 | 愛知県と連携し、職場での困りごと、悩みごとなど労働に関するトラブルについて、「労働相談」を開催し、解決に向けたサポートを実施します。 | 産業課 |
| 犬山商工会議所健康相談 | 尾張北部地域産業保健センター尾北医師会会員医師による健康相談を実施します。 | 犬山商工会議所 |

[一次予防 数値目標]

| 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| | 2018年度 | 2022年度 |
| SOSの出し方等に関する教育を実施している学校の割合 | 78.6% | 100.0% |
| 体のことや心配ごとについて相談できる人がいない児童・生徒の割合 | 児童 8.2% 生徒 12.0% | 児童 6.0% 生徒 10.0% |
| 自殺対策における街頭キャンペーンの実施回数 | 1回 | 2回 |
| 悩みや病気に関する相談先を知っている人の割合 | - | 60% |

2 二次予防【危機介入】

(1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上

① ゲートキーパー等の養成

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成し、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------|---|--------------|
| ゲートキーパー講座 | 市民及び市職員等に対し、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ見守っていく人）について知っている人を増やすことで悩みをかかえる人の支援を早期に行えるようにします。 | 健康推進課 総務課 |

② 地域の見守り体制の強化

民生委員・児童委員やボランティアなど団体等の活動を支援するとともに、連携を深め、地域で自殺対策に取り組む人の包括的な支援体制づくりに取り組みます。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------|---|------------------------|
| 民生委員等への研修の実施 | 民生委員・児童委員活動（研修含む）を支援します。 | 関係各課 |
| 地域の支え合いの充実と体制整備 | 生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合い活動を推進します。居場所の立ち上げ等を支援していくと共に、高齢者の社会参加を通じた生きがいがづくりも支援します。 | 長寿社会課 高齢者あんしん相談センター |
| 職員の資質向上 | 市職員が自殺対策に関する知識の向上を図り、よりよい支援を行えるようにします。 | 関係各課 |

(2) 関係機関の連携による社会全体の自殺リスクの低下

① 適切な精神保健医療福祉サービスの提供

市民が抱える悩み、さまざまな問題・課題に対応できるよう、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 地域活動支援センター「希楽里」 | 精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等を行います。障害者等の地域生活の促進を図ります。 | 福祉課 |
| 専門医療機関等との連携 | 専門医療機関等との連携を図ることにより、適切な通院・入院ができるようにします。 | 専門医療機関 江南保健所 福祉課 健康推進課 |

② 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的な支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立の支援に取り組みます。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|---------------------|--|---------------|
| 生活困窮者自立支援 | 経済的に困窮している人が自立できるように就労支援、相談等実施します。 | 福祉課 |
| 住宅確保給付金事業 | 離職等により住居を失った又はおそれがある生活に困窮している人等へ「住宅確保給付金」を支給します。 | 福祉課 |
| 生活困窮者自立支援に関する定期連携会議 | 福祉課・健康推進課・長寿社会課・子ども未来課等の関係部局が対象者に対しての情報共有を図ります。 | 福祉課 |
| 母子家庭等就業支援講習会 | 就業意欲があるひとり親家庭の母や父と寡婦の人対象に、就業支援講習会を実施します。 | 子ども未来課 |
| 就労相談 | 精神障害者等で就職活動が困難な方に専門の相談員が相談を実施します。 | 犬山 公共職業安定所 |

③ 居場所づくりの推進

市民が、自分の周りにいる SOS を発している人の存在に気づき、声をかけ、必要に応じて適切な相談機関や専門家等につないでいけるよう、孤独を感じている人や悩みを抱えている人等に対する相談や声かけ、見守りといったつながりがある地域づくりの形成に努めます。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------|---|-------------------------|
| 老人クラブ支援事業 | 老人クラブ連合会及び単位老人クラブが実施する、各種社会奉仕活動等の事業を支援します。 | 長寿社会課 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児親子の支援、交流や学びの場の提供、相談を行い、地域の子育て環境の充実を図るため、利用しやすいオープンな場所に地域子育て支援拠点事業を実施します。 | 子ども未来課 |
| こころの居場所「はなみずき」 | こころが疲れている、人と話がしたい、と思っている人たちの居場所として、気軽に訪れ、過ごせる場を提供します。傾聴ボランティア、基幹型相談センター、江南保健所、社会福祉協議会、当事者団体等が参加します。 | 福祉課 江南保健所 社会福祉協議会 |
| 適応指導教室 | 学校に適應することが難しい不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所を提供しています。 | 学校教育課 |

[二次予防 数値目標]

| 指標項目 | 現状値 2018 年度 | 目標値 2022 年度 |
|----------------------|----------------|----------------|
| ゲートキーパー講座の受講者数 | 104 人 | 800 人 |
| ゲートキーパーについて知っている人の割合 | 7.2% | 30% |
| 市職員の自殺対策研修受講者数 | 23 人 | 500 人 |

3 三次予防【連鎖予防】

(1) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止

自殺未遂者が救急病院等で治療を受けた後、こころの悩み等について適切な支援を受けることができるよう、警察、消防、救急病院、相談機関等と連携し、自殺未遂者の支援を行います。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係機関等 |
|------------|---------------------------|----------------|
| つなぐカード配布事業 | 自殺未遂者に相談機関を掲載したカードを配布します。 | 江南保健所・消防署・医療機関 |

(2) 遺された人への支援の充実

自殺により遺された親族等を支援するため、必要な支援情報の提供、悩みを抱えた人の支援体制の充実に努めます。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係機関等 |
|---------------------|--|-------|
| ホームページ・相談機関掲載チラシの配布 | 市のホームページ等で相談機関についての掲示をします。相談機関を掲載したチラシの配布等を行います。 | 健康推進課 |

[三次予防 数値目標]

| 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------|--------|--------|
| | 2018年度 | 2022年度 |
| 自死遺族支援について知っている人の割合 | 39% | 50% |

4 ライフステージ別対策

(1) 子ども・若者・子育て期への取組み

2016年（平成28年）度・2017年（平成29年）度に犬山市青少年問題協議会において、「多様な社会の中で、たくましく生きる子ども・若者の育成～いのちを大切にすることこそを育む～」をテーマに協議された提言（54ページ）を踏まえ、以下のとおり支援します。

自殺の起きにくい環境づくりを目指して学校へのこころの健康づくりを浸透させることや、授業等において児童生徒にこころの健康やいのちの大切さについて学ぶ機会をつくること等を図ります。

不登校児童生徒に対する支援など、困難を抱えた子どもへの支援を行います。また、児童生徒に対し、困難に直面した場合にSOSを出すことの必要性等を教えるとともに、**教員**・保護者に対し子どものサインに気づく重要性等を啓発します。さらに、SOSを受けた人（**教員**・保護者・児童生徒等）に対し、サインに気づいた際の対応方法について啓発します。児童生徒の出すSOSの内容は、学校生活に関する問題のみでなく、家庭環境やネット問題等、多岐に渡るため、教育・福祉・保健等の関係機関が連携し、きめ細やかな対応ができる体制の確立を図ります。

子育て期の保護者に対し、子育てに関する不安やストレスの軽減、社会からの孤立の防止ができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を目指して相談体制や交流機会の充実を図ります。

○ 犬山市青少年問題協議会 提言（2018年（平成30年）4月26日）

提言① 幼い時から命を大切にしようとする心を醸成しよう

～幼児期、小学校期、中学校期、それぞれの発達段階に応じ、
命を大切にしようとする心の醸成を図ろう～

- ・生き物と触れ合う体験
- ・命のつながりに気付かせる取り組み
- ・より良い人間関係づくり
- ・夢と希望を持たせる取り組み
- ・セルフディフェンス、SOSの出し方訓練

提言② 地域の青少年を見守ろう

～悩みを抱えた青少年を孤立させないようにしよう
まずは声（あいさつ）をかけることから始めよう～

- ・家族、地域での気づきと見守り
- ・地域ぐるみのあいさつ運動
- ・相談窓口の充実とネットワークづくり
- ・ゲートキーパーの養成と信頼できる人間関係づくり

提言③ 多様な考え・生き方を認めよう

～個性を尊重し、様々な人生観、生き方を容認しよう～

- ・自己肯定感、自己有用感の醸成
- ・本人の気持ちを尊重した進路、就職支援

提言④ 自殺に追い込まない生活環境づくりに努めよう

～青少年を、「命を絶たざるを得ない」状況に追い込まないような
社会環境づくりに努めよう～

- ・いじめの解消と防止
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・虐待防止・生活困窮支援
- ・健康管理と健康づくり
- ・就労環境改善（過労防止、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策）
- ・子育て支援、介護支援

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|----------------------------------|---|-----------------|
| 犬山市教育研究会 健康教育研究委員会 | 健康教育や食育、生と性を考えていく機会として、研究委員会（生と性の指導研究部会）が中心となって、命を大切にする授業の実践、研究を行います。 | 学校教育課 |
| 道徳の教科化 | 学び合いの授業や道徳の時間を中心に、規範意識や豊かな人間性の育成に努め、道徳的実践力を高めます。 | 学校教育課 |
| 自殺予防教育推進 事業「自殺予防教育 指導者研修会」 | 愛知県が学校における自殺予防教育を推進することを目的に 教員 が自殺予防教育の必要性を理解し、SOS の出し方教育等の実践方法を身につけるために開催する研修会へ市内中学校の 教員 を派遣します。 | 学校教育課 |
| スクールカウンセ ラー派遣事業 | 専門家を中学校と拠点校となる小学校へ派遣し、相談相手として子どもたちだけでなく、保護者にもカウンセリングを実施。緊急時には、特別に派遣されるスーパーバイザーを活用し、子どもたちの心のケアを実施します。 | 学校教育課 |
| 道徳推進講演会 | 「命」についての出前事業を行います。 | 学校教育課 |
| 適応指導教室 | 不登校児童・生徒・保護者の相談、自立のための指導・支援を行います。 | 学校教育課 |
| 中学生子育て体験 | 乳児とのふれあいや母親から子育てについて聞く体験を通して、子どもや家族の大切さ、命の尊さ、次世代へ命をつなぐことの意義を学ぶ機会をつくります。 | 学校教育課 子ども未来課 |
| 母子家庭等就業支援 講習会 | 就業意欲があるひとり親家庭の 母や父 を対象に、就業支援講習会を実施します。 | 子ども未来課 |
| 家庭児童相談室 | 子どもに関する悩みや疑問について専門の相談員が対応し、共に解決や理解の方法を考えます。 | 子ども未来課 |
| 虐待に関する 相談事業 | 子どもの虐待に関する相談について、担当職員が対応します。また、緊急を要する相談については、専用電話により24時間365日対応します。 | 子ども未来課 |
| 子ども人権教室 | 保育園児等を対象に思いやりの大切さやいじめをなくすことなどを伝える人権教室を開催します。 | 市民課 子ども未来課 |
| 犬山おあしす運動 | あいさつを通し犬山の子どもたちが夢や目標をもって生活できる環境を目指すため、「おはよう・ありがとう・しつれいします・すみません」の頭文字をとったおあしす運動を実施します。 | 文化スポーツ課 |
| 青少年悩み相談 | 非行、いじめ、不登校、ニートなど青少年のさまざまな悩みの相談に応じ、関係機関と連携して悩み解消に向け取り組みます。 | 文化スポーツ課 |

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| 青少年健全育成講演会 | 壮絶ないじめとそれを乗り越えた講師の体験談について中高生とその保護者及び関係者に知らせることで、自殺につながるいじめをなくし、困難に立ち向かう勇気を醸成し青少年の自殺防止につなげます。 | 文化スポーツ課 |
| 困難を抱えた子ども若者支援研修会 | 保護者や指導者が発達障がいに対する正しい理解と適切な対応について研修し、障がいがあり困難を感じている青少年のより良い育成を目指します。 | 文化スポーツ課 |
| 若年者就労支援 | いちのみや若者サポートステーションと連携し、働くことや自らの進路、社会へ出ていくことに悩みを持つ若者やその家族に対して、就労支援相談を実施します。 | 産業課 |
| 母子健康手帳の交付 妊産婦健康診査 | 妊娠届出書から悩みや不安・既往歴を確認し、妊娠中のフォローをしていきます。また産後うつ等にならないように産後の経過も確認を行います。 | 健康推進課 |
| 子育て世代包括支援センター『すくすくいぬまる』相談事業 | 妊娠中から子育てに係る母子の不安や負担を軽減するため専用電話や専用メールへ相談してもらい、回答。その内容によって専門職へつなぎます。 | 健康推進課 |
| おめでとう訪問 (ベビワン♥訪問) | 4か月児健康診査受診前までの児がいる家庭へ主任児童委員や保健師が全戸訪問します。授乳などに不安を持つ人に対し助産師が訪問します。 | 健康推進課 |
| 乳幼児健康診査 | 4か月児健康診査・1.6歳児健康診査・3歳児健康診査を実施。児の身体発育・精神発達面等早期発見をし、適切な指導を行います。また、アンケートにより家庭環境や保護者の精神的な不安を把握します。 | 健康推進課 |
| 親子教室 スキップ教室 | 健康診査事業・相談事業で把握した 育児ストレス や負担感を軽減することや 子の関わり を学んでもらうための教室を実施します。その中で 精神的 な不安を把握し必要な場所へつなげます。 | 子ども未来課 健康推進課 |
| 子育て相談 | 心理相談員による育児不安や育児ストレスを軽減するための相談を行います。 | 健康推進課 |
| ママ友 IN 犬山♥ | 同年代の母親同士が交流できる場を設定します。 | 健康推進課 |

[子ども・若者・子育て期の数値目標]

| 指標項目 | 現状値 2018年度 | 目標値 2022年度 |
|----------------------------|---------------|---------------|
| SOSの出し方等に関する教育を実施している学校の割合 | 78.6% | 100.0% |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごす人の割合 ※ | 84.6% | 88.0% |

※ 4か月児健診の間診票（2017年度）より把握

(2) 壮年期への取組み

仕事と生活を調和させ、誰もが健康で働き続けることのできる社会を実現するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

また、職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発を推進します。

さらに、派遣社員などの非正規雇用や失業等から生活苦につながるため、就労支援相談等の周知を図ります。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|---------------------|--|---------------|
| 男女共同参画啓発事業 | 市民や市内事業所へ、育児や介護の休業制度やワーク・ライフ・バランスの大切さ、女性も働きやすい労働環境の整備に関する啓発を講演会などを通して行います。 | 地域安全課 |
| 生活困窮者自立支援事業 | 経済的に困窮している人が自立できるように就労支援、相談等を実施します。 | 福祉課 |
| 住宅確保給付金事業 | 離職により住居を失った又はその恐れがある生活に困窮している人等へ「住居確保給付金」を支給します。 | 福祉課 |
| 生活困窮者自立支援に関する定期連携会議 | 福祉課・健康推進課・長寿社会課・子ども未来課等の関係部局が対象者に対しての情報共有を図ります。 | 福祉課 |
| 労働相談 | 愛知県と連携し、職場での困りごと、悩みごとなど労働に関するトラブルについて、「労働相談」を開催し、解決に向けたサポートを実施します。 | 産業課 |
| こころの悩み相談 | 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるようにするために、地域の精神科専門医による相談を実施します。 | 健康推進課 |
| 就労相談 | 精神障害者等で就職活動が困難な方に専門の相談員が相談を実施します。 | 犬山 公共職業安定所 |

[壮年期の数値目標]

| 指標項目 | 現状値 2018年度 | 目標値 2022年度 |
|------------------------------|---------------|---------------|
| 悩みやストレスの相談相手がいる人の割合(40～64歳)※ | 77.0% | 90.0% |

※ 犬山市民の健康づくりに関する実態調査(2018年実施)より把握

(3) 高齢期への取組み

高齢者の自殺を予防するためには、高齢者を地域の中で孤立させないという観点が必要であり、高齢者を地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守りを行うとともに、高齢者の社会参加を図り、地域での生きがいを推進します。

【主な事業】

| 事業 | 事業内容 | 関係課等 |
|--------------------------|---|------------------------|
| 高齢者あんしん相談センター職員による総合相談業務 | 高齢者やその家族等からの高齢者に関する内容の相談に対応し、高齢者福祉サービスの利用支援等の適切な支援につなげます。 | 長寿社会課 高齢者あんしん相談センター |
| 緊急通報システム事業 | 緊急通報システムを設置することで、日常生活の安全確保及び不安の解消を図るとともに、円滑な救助及び援助を行います。 | 長寿社会課 |
| ひとり暮らし高齢者あんしんコール事業 | あんしんコール協力が電話での定期的な確認を実施することで、安否確認をするとともに孤独感の緩和を図ります。 | 長寿社会課 |
| タクシー料金助成事業 | 外出支援を目的に 85 歳以上の高齢者にタクシー基本料金の助成を行います。 | 長寿社会課 |
| 地域の支え合いの充実と体制整備 | 生活支援コーディネーターを配置し、地域での支えあい活動を推進します。居場所の立ち上げ等を支援していくと共に、高齢者の社会参加を通じた生きがいを推進します。 | 長寿社会課 高齢者あんしん相談センター |
| 介護者家族会の開催 | 介護者同士が悩みを話せる機会を設定します。 | 長寿社会課 高齢者あんしん相談センター |
| コミュニティバスの運行 | 高齢者などの交通弱者の移動手段として、主要公共施設や医療機関、市街地等への移動の利便を図り、より積極的な社会参加を促進 | 地域安全課 |

[高齢期の数値目標]

| 指標項目 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|---------|---------|
| | 2018 年度 | 2022 年度 |
| 地域とかかわりを持っていない人の割合（65 歳以上）※ | 12.2% | 8.0% |

※ 犬山市民の健康づくりに関する実態調査（2018 年（平成 30 年）実施）より把握

5 数値目標一覧

(1) 自殺予防の段階別目標

| 指標項目 | 現状値 2018 年度 | 目標値 2022 年度 |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|
| 一次予防（未然予防） | | |
| SOSの出し方等に関する教育を実施している学校の割合 | 78.6% | 100.0% |
| 体のことや心配ごとについて相談できる人がいない児童・生徒の割合 | 児童 8.2% 生徒 12.0% | 児童 6.0% 生徒 10.0% |
| 自殺対策における街頭キャンペーンの実施回数 | 1回 | 2回 |
| 悩みや病気に関する相談先を知っている人の割合 | — | 60% |
| 二次予防（危機介入） | | |
| ゲートキーパー講座の受講者数 | 104人 | 800人 |
| ゲートキーパーについて知っている人の割合 | 7.2% | 30% |
| 市職員の自殺対策研修受講者数 | 23人 | 500人 |
| 三次予防（連鎖予防） | | |
| 自死遺族支援について知っている人の割合 | 39% | 50% |

(2) ライフステージ別目標

| 指標項目 | 現状値 2018 年度 | 目標値 2022 年度 |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| SOSの出し方等に関する教育を実施している学校の割合 | 78.6% | 100.0% |
| ゆったりとした気分で子どもと過ごす人の割合 ※1 | 84.6% | 88.0% |
| 悩みやストレスの相談相手がいる人の割合（40～64歳） ※2 | 77.0% | 85.0% |
| 地域とかかわりを持っていない人の割合（65歳以上） ※2 | 12.2% | 8.0% |

※1 4か月児健診の問診票（2017年度）より把握

※2 犬山市民の健康づくりに関する実態調査（2018年度実施）より把握

(3) 自殺率の成果目標

| 指標項目 | 現状値 2018 年度 | 目標値 2022 年度 |
|---------------------|-----------------|----------------|
| 自殺者数（5年間平均・人） | 13 (H24～H28) | 10人以下 |
| 自殺死亡率（5年間平均・人口10万対） | 17.4※ | 13.5以下 |

※2018年は2012年～2016年の5年間平均
2022年は2018年～2022年の5年間平均



推進体制

1 推進体制

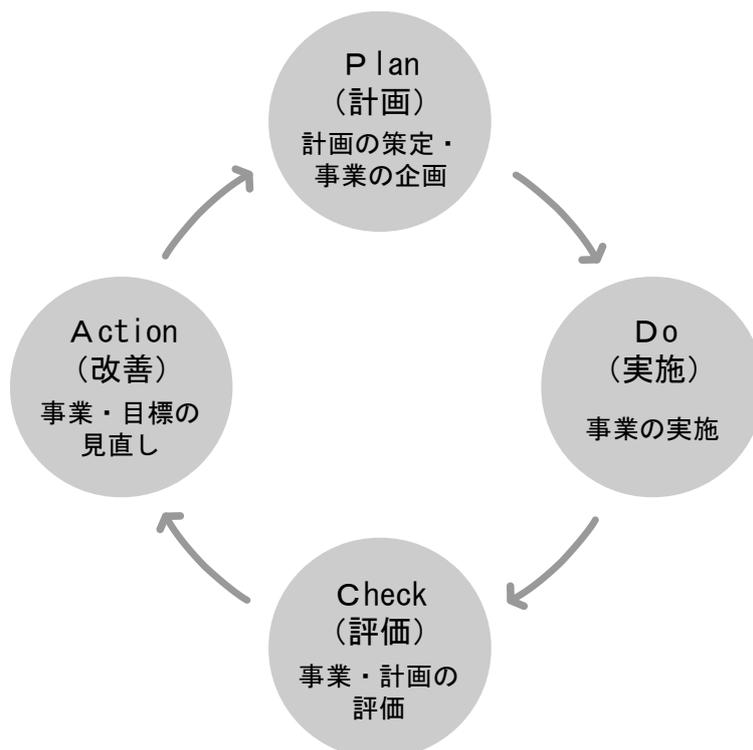
自殺対策を推進するためには、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働して取り組むことが必要です。

行政、学識経験者、関係機関等で構成する「犬山市自殺対策推進協議会」において、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

また、庁内での自殺対策の推進体制を確立するため、「犬山市自殺対策庁内連携会議」において、庁内関係部局が横断的に計画の進行管理をするとともに、関連施策との有機的な連携を図り、計画に沿った事業・取組みを着実に推進します。

2 進行管理

計画期間中は、事業・取組みについて、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、庁内関係部局において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価し、その状況に応じて事業・取組みを適宜改善していきます。また、進行状況については、「犬山市自殺対策推進協議会」において報告し、より効果的な自殺率の減少を目指した取組みについて協議し、次期計画の策定に反映させていきます。



参考資料

1 犬山市自殺対策推進協議会規則・名簿

(1) 犬山市自殺対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉に関係する団体の代表者
- (2) 教育関係機関の代表者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第5条 協議会は、地域の特性に応じた自殺対策の検討及び取組の成果の検証を行うため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の構成員のうちから会長が指名する。

- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の構成員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第6条 部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、部会の構成員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の検討又は検証が終了したときは、当該検討又は検証の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 犬山市自殺対策推進協議会委員名簿

(平成30年7月1日から平成32年6月30日まで)

| | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|------|--------|---------------------------------|-----|
| 1号委員 | 宮崎 貢一 | 尾北医師会犬山支部 支部長 | 副会長 |
| | 黒川 淳一 | 尾北医師会犬山支部 精神科医師代表 | 会長 |
| | 柳澤 知里 | 犬山市内病院ケースワーカー 代表 | |
| | 木村 寛子 | 犬山市社会福祉協議会 相談員 | |
| | 米井 ちさと | 江南保健所健康支援課 こころの健康推進グループ 課長補佐 | |
| | 森川 小夜子 | 犬山市民生委員児童委員協議会 副会長 | |
| | 栗田 顕範 | 犬山市高齢者あんしん相談センター 代表 | |
| 2号委員 | 齊慶 辰也 | 犬山市内小中学校校長会代表 | |
| 3号委員 | 山口 将洋 | 連合愛知尾張西地域協議会副代表 | |
| | 伊藤 文秋 | 犬山商工会議所 総務課長 | |
| | 宮部 義光 | 犬山公共職業安定所 統括職業指導官 | |
| | 岡田 考平 | 江南労働基準監督署 監督・安衛課長 | |
| | 倉地 直文 | 犬山警察署生活安全課長 | |

1号委員：保健、医療及び福祉に関する団体の代表者

2号委員：教育関係機関の代表者

3号委員：地域団体の代表者

4号委員：その他市長が必要と認める者

2 犬山市自殺対策庁内連携会議要綱

(設置)

第1条 市における自殺対策を全庁で横断的に取り組み、健康市民であられるまちづくりの実現に向けた取組みを推進するため、犬山市自殺対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。（所掌事項）

第2条 連携会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び相互連携に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(委員)

第3条 会議の委員は、次の表に掲げる課の課長補佐及び統括主査のうちから、選任する。

| 部 | 課 |
|-------|---------|
| 経営部 | 企画広報課 |
| | 総務課 |
| 市民部 | 地域安全課 |
| | 市民課 |
| | 収納課 |
| 健康福祉部 | 福祉課 |
| | 長寿社会課 |
| | 健康推進課 |
| 経済環境部 | 産業課 |
| 消防本部 | 消防署 |
| 教育部 | 学校教育課 |
| | 文化スポーツ課 |
| | 子ども未来課 |

(会長及び副会長)

第4条 連携会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉部健康推進課長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部健康推進課の課長補佐をもって充てる。
- 4 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 連携会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、健康福祉部長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

3 用語集

【か行】

ゲートキーパー

地域や職場、教育、その他様々な分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、声をかけ、その人の話を受け止め、必要に応じて専門の相談機関につなぐなどの役割が期待される人のこと。

【さ行】

自殺死亡率

自殺者数を人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。

“自殺死亡総数／人口×100,000”により算出した。

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成29年7月、新たな大綱が閣議決定された。

自殺対策基本法

我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

自殺未遂

自殺とは自ら自分の生命を絶つ行為であるが、死に至らなかった場合、自殺未遂といわれる。

自死遺族

自殺によって家族を亡くされた遺族の呼称である。自殺対策基本法では「自殺者の親族等」と表記されている。従来、論文などでは「自殺遺族」「自殺者の遺族」といった表記が用いられていたが、当事者遺族等が「自殺」ではなく「自死」という呼称を望み、自らの立場を「自死遺族」と位置づけたことから、特に遺族に対する支援や相談場面においては、この呼称が用いられることが多くなった。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。多くは臨床心理士があてられる。

ストレスチェック

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。「労働安全衛生法」という法律が改正されて、労働者が50人以上いる事業所では、平成27年12月から、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。

セーフティーネット

安全網を意味し、網の目のように救済策を張ることにより、地域に住むすべての人々の安全や健康で文化的な生活を守ろうという考え方。

【た行】

地域における自殺の基礎資料

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づき、全国・都道府県別市区町村自殺者数について再集計したデータのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、医療や介護などの支援を包括的に提供するシステム。また、精神障害者を地域に迎える取り組みとして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討も進められている。

【ま行】

メンタルヘルス

「心の健康」のこと。「心が健康である」とは、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境（職場）に適應することができ、イキイキとした生活を送れる状態のこと。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

4 犬山市悩みごとに関する各種相談窓口一覧

| 分野 | 相談窓口名 | 場所 | 日時 | 電話番号 | 関係課等 |
|---------|----------------------------|-----------------------------|--|--|---------|
| こころの悩み | こころの悩み相談【要予約】 | 市民健康館 さら・さくら | 相談日は広報、ホームページ参照 13:30～15:30 (1日4名) | 63-3800 | 健康推進課 |
| 子ども・青少年 | 青少年の悩み相談 | 市役所3階 文化スポーツ課 青少年センター | 毎日(土日祝除く) 9:00～17:00 | 44-0353 | 文化スポーツ課 |
| | 児童生徒の不登校相談室 | 福祉会館内 適応指導教室 「ゆうゆう」 | 毎日(土日祝除く) 9:00～17:00 | 63-0502 | 学校教育課 |
| | 児童虐待に関する相談・情報提供 | 子ども未来課 | 毎日(土日祝を除く) 8:30～17:15 | 44-0322 61-6288 (24時間) | 子ども未来課 |
| 子育て | 子育て世代包括支援センター『すくすく♥いぬまる』 | 保健センター | 毎日(土日祝除く) 8:30～17:00 メール相談受付は随時 ※電話での回答のため、必ずお名前と電話番号を記載してください。 | 44-0359 アドレス: sukusukuin umaru@city .inuyama.lg. jp | 健康推進課 |
| | 子育て相談 | 保健センター | 予約時に日程調整します。 | 61-1176 | 健康推進課 |
| | 家庭児童相談室 | 福祉会館 (31年度中に保健センターに移転予定) | 毎日(日祝を除く) 9:00～16:00 | 62-4300 | 子ども未来課 |
| | ひとり親自立相談 | 子ども未来課 | 毎日(土日祝を除く) 9:00～16:00 | 44-0323 | 子ども未来課 |
| | 子どもの発達支援相談【要予約】(子ども未来センター) | 保健センター | 相談日は広報、ホームページ参照 1日4組まで ① 9:15～ ② 10:45～ ③ 13:00～ ④ 14:30～ | 61-1295 | 子ども未来課 |

| 分野 | 相談窓口名 | 場所 | 日時 | 電話番号 | 関係課等 | |
|-----|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|-------------------|--------|
| 子育て | 子育て 相談 | 犬山市 子育て 支援セ ンター | 東児童センター 「さんにいれ」 | 毎日(火祝を除く) 10:00～16:00 日曜 9:00～12:00 | 66-5700 | 子ども未来課 |
| | | さら・さ くらつど いの広 場 | 市民健康館 さら・さくら | 毎日(日月祝除く) 10:00～15:00 | 63-3817 | 子ども未来課 |
| | | 橋爪子 育て支 援セ ンター | 橋爪子ども 未来園 | 毎日 (土日祝を除く) 10:00～15:00 | 61-7533 | 子ども未来課 |
| | 育児援 助相談 | ファミ リ・サ ポート ・セ ンター | 東児童センター 「さんにいれ」 | 毎日(火祝を除く) 8:30～17:00 日曜 8:30～12:00 | 050- 1427-5397 | 子ども未来課 |
| | | 子育て 応援隊 | 子ども未来課 | 毎日 (土日祝を除く) 8:30～17:00 | 44-0324 | 子ども未来課 |
| 高齢者 | 犬山北地区 高齢者あんしん 相談センター | 犬山市大字犬 山字北古券2 | 毎日(土日祝除く) 8:30～17:15 | 62-1166 | 長寿社会課 | |
| | 犬山南地区 高齢者あんしん 相談センター | 犬山市五郎丸 二タ子塚6 | | 62-2270 | | |
| | 城東地区 高齢者あんしん 相談センター | 犬山市大字前 原字橋爪山15- 121 | | 61-7800 | | |
| | 羽黒・池野地区 高齢者あんしん 相談センター | 犬山市大字羽 黒新田字下蟬 屋7-1 | | 68-1635 | | |
| | 楽田地区 高齢者あんしん 相談センター | 犬山市字洞田 30-1 | | 68-6165 | | |
| 障害者 | 身体障害者相談 (当事者による相 談) | 福祉会館相談室 | 毎月第1水曜日 10:00～15:00 | 61-4613 | 福祉課 | |
| | 知的障害者相談 (父母の会による 相談) | 福祉会館相談室 | 毎月第2月曜日 10:00～15:00 | 61-4613 | 福祉課 | |
| | 精神障害者相談 【事前登録必要】 | 地域活動支援 センター 希楽里 | 毎日 (木日祝3/1除く) 9:00～17:00 | 63-0221 | 福祉課 | |
| | 障害者基幹相談 支援センター職員 による総合相談 | 福祉課相談室 | 毎日(土日祝除く) 8:30～17:15 | 44-0321 | 福祉課 | |

| 分野 | 相談窓口名 | 場所 | 日時 | 電話番号 | 関係課等 |
|-------|----------------------------|-----------------|---|--------------------|---------|
| 消費生活 | 弁護士による消費生活法律相談【要予約】 | 市役所 2 階 会議室 | 毎月第 3 金曜日 13:00~16:00 | 44-0340 | 産業課 |
| | 消費生活相談 | 市役所 1 階 相談室 | 月~木曜日 13:00~17:00 | 44-0398 | 産業課 |
| 生活 | くらし自立サポートセンター (生活困窮者相談) | 福祉課相談室 | 毎日(土日祝除く) 8:30~17:15 | 44-0320 | 福祉課 |
| 健康 | いきいき健康相談【要予約】 | 市民健康館 さら・さくら | 予約時に日程調整します。 | 63-3800 | 健康推進課 |
| | 健康なんでも相談 | 市民健康館 さら・さくら | 相談日は広報、ホームページ参照 13:30~15:00 (当日先着順) | 63-3800 | 健康推進課 |
| アルコール | 断酒会によるアルコール相談 | 市民健康館 さら・さくら | 毎月第 2 土曜日 10:00~15:00 | 63-3800 | 健康推進課 |
| 労働 | 労働相談【要予約】 | 市役所 2 階 相談室② | 毎月第 3 水曜日 13:00~16:00 | 44-0340 | 産業課 |
| 外国人 | 外国人相談 (ポルトガル語・スペイン語) | 市役所 1 階 相談室 | 毎週金曜日 (祝除く) 13:00~16:30 | 44-0343 | 観光交流課 |
| | 外国人相談 (英語・中国語・タガログ語) | 市役所 1 階 相談室 | 毎月第 1 金曜日 (祝除く) 13:00~16:30 | 44-0343 | 観光交流課 |
| 法律 | 弁護士による法律相談【要予約】 | 福祉会館相談室 | 毎月第 1 木曜日 9:00~12:00 | 62-2508 61-2563 | 社会福祉協議会 |
| その他 | 年金相談 | 市役所 2 階 相談室 | 毎週火・金曜日 9:30~16:30 | 44-0328 | 保険年金課 |
| | 人権相談 | 南部公民館 会議室 | 毎月第 3 水曜日 13:00~16:00 | 44-0303 | 市民課 |
| | 心配ごと相談 | 福祉会館相談室 | 第 1・3 木曜日 10:00~15:00 | 61-4613 | 社会福祉協議会 |
| | 市民相談 | 市役所 1 階 市民相談室 | 毎日(土日祝除く) 8:30~17:00 | 44-0311 | 企画広報課 |
| | 行政相談 | 市役所 1 階 市民相談室 | 毎月第 4 金曜日 10:00~15:00 | 44-0311 | 企画広報課 |

5 犬山市自殺対策計画策定のためのヒアリング団体一覧

| | 施設名（団体名） |
|----|--------------------------|
| 1 | 養護教諭 |
| 2 | スクールカウンセラー |
| 3 | 適応指導教室ゆうゆう |
| 4 | 主任児童委員 |
| 5 | 家庭児童相談室 |
| 6 | 保健センター事業に関わる臨床心理士 |
| 7 | 福祉課生活困窮担当 |
| 8 | 基幹型相談センター |
| 9 | 江南保健所 健康支援課 こころの健康推進グループ |
| 10 | 犬山市自殺対策推進協議会委員各位 |

6 策定経過

| 開催日等 | 内 容 |
|----------------------|--|
| 平成30年6月27日 | 第1回 犬山市自殺対策庁内連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の地域自殺対策について ・犬山市自殺の現状と課題について ・自殺対策計画策定スケジュール等について |
| 平成30年7月6日 | 第1回犬山市自殺対策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策計画策定及び犬山市の自殺の現状と課題について ・自殺対策計画のためのアンケートについて ・自殺対策計画策定スケジュール等について |
| 平成30年7月23日 ～8月10日 | 市民アンケート調査 |
| 平成30年11月2日 | 第2回犬山市自殺対策庁内連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市自殺対策計画（案）について |
| 平成30年11月30日 | 第2回犬山市自殺対策推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市自殺対策計画（案）について ・副題について |
| 平成30年12月13日 | 第3回犬山市自殺対策庁内連携会議 <ul style="list-style-type: none"> ・犬山市自殺対策計画（案）について |
| 平成30年12～ 平成31年1月 | パブリックコメントの実施 |
| | |

7 自殺対策大綱（概要）（平成29年7月閣議決定）

[新たな自殺総合対策大綱の概要]

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す
- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

[自殺総合対策における重点施策]

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

| | | | | | |
|---|---|--|--|--|---|
| <p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 | <p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 | <p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（革新的自殺研究推進プログラム） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 | <p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 | <p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 | <p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策 |
| <p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性被害・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性別マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 | <p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 | <p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員や資質の向上 ・遺児等への支援 | <p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 | <p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 | <p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策 |

8 アンケート項目

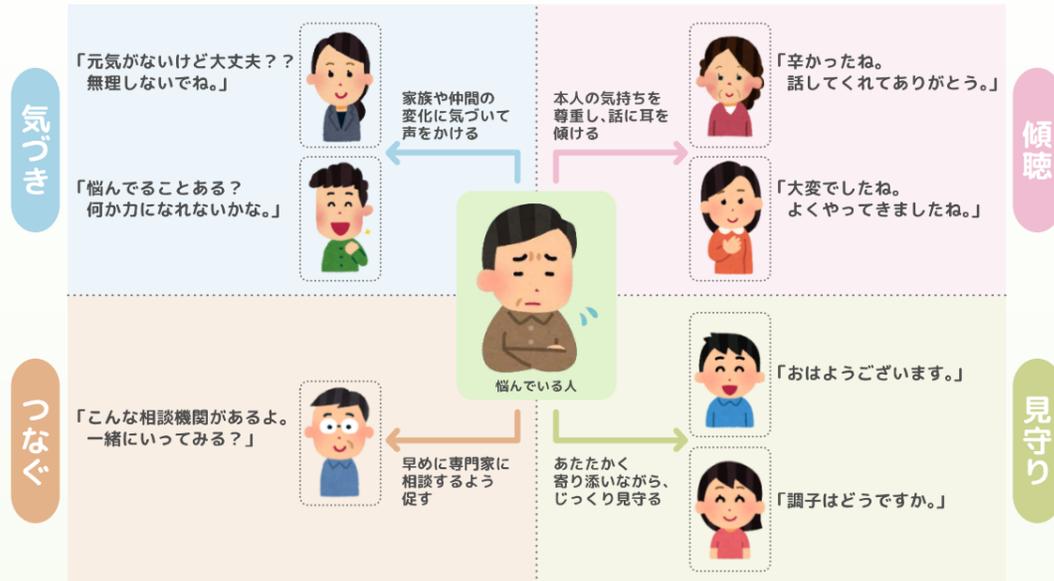
| 分野 | 設問内容 |
|-----------------------------------|---|
| あなた自身のことについて | 問1 あなたの性別を教えてください。 |
| | 問2 あなたの年齢（満年齢）はおいくつですか。 |
| | 問3 あなたのお住まいの地域はどこですか。 |
| | 問4 あなたの家の世帯構成をお選びください。 |
| | 問5 あなたのご職業は、次のどれに当たりますか。 |
| | 問5-1 あなたの職種は、次のどれに当たりますか。 |
| | 問6 あなたは近所の人とのつきあいがありますか。 |
| 問7 ご家庭の家計の余裕はどの程度ありますか。 | |
| 悩みやストレスについて | 問8 あなたは日頃、aからgのそれぞれの問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがありますか。 |
| | 問9 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の人に相談すると思いますか。 |
| | 問10 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を利用すると思いますか。 |
| | 問11 自分自身がこころの悩みを抱えた場合、あなたならどう対処しますか。 |
| 問12 あなたは日々の生活の中で次のように感じることはありますか。 | |
| 幸福感に関する意識について | 問13 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。 |
| 相談を受けることについて | 問14 理由は分からないが、身近な人がいつもと違った様子でつらそうに見えた時に、あなたならどうしますか。 |
| | 問15 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。 |
| 自殺を防ぐための対策について | 問16 自殺は、大きな社会問題となっています。あなたはなぜ、これだけ多くの自殺が生じていると思いますか。 |
| | 問17 自殺やうつ病について、あなたが知っているものはどれですか。 |
| | 問18 あなたは自殺予防について学ぶ機会がありますか。 |
| | 問19-1 講座は支援が必要な人に出会ったときに役立っていますか。 |

| 分野 | 設問内容 |
|----------------------------|--|
| 自殺を防ぐための対策について | 問 19-2 活動する上での問題はありますか。 |
| | 問 19-3 今後犬山市が実施するゲートキーパー講座に参加したいと思いませんか。 |
| | 問 20 自殺を防ぐためには、今後、どのような取り組みが必要だと思いませんか。 |
| | 問 21 ころの悩みに関する愛知県等の相談窓口はいろいろありますが、あなたが知っているものはどれですか。 |
| | 問 22 悩みに関する犬山市の相談窓口はいろいろありますが、あなたが知っているものはどれですか。 |
| | 問 23 子ども・若者の自殺対策について必要だと思うことは何ですか。 |
| | 問 24 自殺未遂者には、どのような支援が必要だと思いませんか。 |
| 自死遺族支援について | 問 25 あなたの周りで自殺（自死）をした方はいらっしゃいますか。 |
| | 問 26 自死遺族の支援について、知っているものがありますか。 |
| | 問 27 身近な方を自殺により失われた方は、悲しみや寂しさ、自責感などの感情の変化により精神的不調をきたすことがあります。身近な方を自殺により失われた方に対して、どのような支援が必要だと思いませんか。 |
| 本気で自殺をしたいと考えたことがあるかどうかについて | 問 28 あなたはこれまでに、本気で自殺をしたいと考えたことがありますか。 |
| | 問 28-1 自殺をしたいと考えた理由や原因はどのようなことでしたか。 |
| | 問 28-2 自殺をしたいという考えを思いとどまった理由は何ですか。 |

「悩んでいる人にあなたができることがあります。」

自殺の原因はさまざまですが、うつ状態やうつ病を経由しているケースが多いといわれています。

あなたの身近な人が悩んでいることに気づいたら、やさしく声をかけ、話を聴きましょう。必要であれば、専門機関や相談機関につなぎ、温かく見守りましょう。



「犬山市内のこころの相談窓口」

| 相談窓口名 | 場所 | 日時 | 連絡先 |
|------------------------------|--------------------------|-------------------------------|---|
| こころの悩み相談【要予約】 | 市民健康館さら・さくら | 相談日時は広報、ホームページ参照 | 63-3800 |
| 青少年の悩み相談 | 市役所3階 文化スポーツ課 青少年センター | 平日（土日祝日年末年始を除く） 9:00～17:00 | 44-0353 |
| いきいき健康相談【要予約】 | 市民健康館さら・さくら | 予約時に日程調整 | 63-3800 |
| 子育て世代包括支援センター 『すくすく♥いぬまる』 | 保健センター | 平日（土日祝日年末年始を除く） 8:30～17:00 | 44-0359 アドレス： sukusukuinumaru@city.inuyama.lg.jp ※電話での回答のため、必ずお名前と電話番号を記載してください。 |
| 犬山北地区 高齢者あんしん相談センター | 犬山市大字犬山字北古券2 | | 62-1166 |
| 犬山南地区 高齢者あんしん相談センター | 犬山市五郎丸ニタ子塚6 | | 62-2270 |
| 城東地区 高齢者あんしん相談センター | 犬山市大字前原字橋爪山15-121 | 平日（土日祝日年末年始を除く） 8:30～17:15 | 61-7800 |
| 羽黒・池野地区 高齢者あんしん相談センター | 犬山市大字羽黒新田字下蟬屋7-1 | | 68-1635 |
| 楽田地区 高齢者あんしん相談センター | 犬山市字洞田30-1 | | 68-6165 |
| 市民相談 | 市役所1階市民相談室 | 平日（土日祝日年末年始を除く） 8:30～17:00 | 44-0311 |

犬山市自殺対策計画 概要版
2019年（平成31年）3月

発行・編集：犬山市役所 健康福祉部 健康推進課
〒484-0061 犬山市大字前原字橋爪山15番地2 犬山市民健康館「さら・さくら」
TEL：0568-63-3800 FAX：0568-65-3080

犬山市自殺対策計画

(案)

（2019年度～2023年度）

～かけがえのない命を守るために～



「計画の趣旨」

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

「計画期間」

2019年度～2023年度（5年）

「犬山市の自殺の現状と特徴」

- 自殺死亡率は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。2016年（平成28年）では自殺死亡率が16.0と全国より低く、愛知県より高くなっています。
- 性別・年代別にみると、男性では20歳未満、30歳代、80歳以上で愛知県・全国と比べ高くなっています。女性では、20歳代～50歳代で愛知県・全国と比べ高くなっています。

（自殺死亡率の推移）



資料：地域自殺実態プロファイル【2017年（平成29年）】

[基本理念]

支え合い つながり 人が輝く
 “わ”のまち 犬山
 ～誰もが生きやすいまちを目指して～

[基本方針1 一次予防(未然予防)]

- 自殺やこころの健康問題に対する正しい知識の普及活動を推進します。
- 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談が受けられるようにします。

基本施策

- | | |
|--|---|
| (1) 市民一人ひとりの気づきとこころの健康づくりの推進 ① 自殺について市民への普及啓発 ② 児童生徒のSOSの出し方等に関する教育の充実 ③ こころの健康づくりの推進 | (2) こころの健康を支援する環境整備 ① さまざまな相談に対応できる相談体制の充実 ② 勤務問題の解消の推進 |
|--|---|

[基本方針2 二次予防(危機介入)]

- 「ゲートキーパー」などの役割を担う人材を育成します。
- 市民が抱える悩み、さまざまな問題・課題に対応し、自殺リスクの低下を図ります。

基本施策

- | | |
|--|---|
| (1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 ① ゲートキーパー等の養成 ② 地域の見守り体制の強化 | (2) 関係機関の連携により社会全体の自殺リスクの低下をはかる ① 適切な精神保健医療福祉サービスの提供 ② 生活困窮者等への支援の充実 ③ 居場所づくりの推進 |
|--|---|

[基本方針3 三次予防(連鎖予防)]

- 自殺未遂者が救急病院等で治療を受けた後、こころの悩み等について適切な支援を受けることができるよう、自殺未遂者の支援を行います。
- 自殺により遺された親族等を支援するため、必要な支援情報の提供等、悩みを抱えた人を支援します。

基本施策

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 自殺未遂者の再度の自殺企図防止 | (2) 遺された人への支援 |
|---------------------|---------------|

[成果目標]

| 目 標 | 現状値 2018年度 | 目標値 2022年度 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 自殺者数の減少 (5年間平均) | 13人 | 10人以下 |
| 自殺死亡率*の減少 (5年間平均) | 17.4 | 13.5以下 |

※自殺死亡率：人口10万対

(ライフステージ別対策)

1. 子ども・若者・子育て期*への取組み



- こころの健康づくりやいのちの大切さについて学ぶ機会の提供
- 困難に直面した児童生徒へのSOSの出し方教育
- 教員・保護者に対し子どものサインに気づく重要性等の啓発
- 児童生徒の出すSOSに対し、きめ細やかな対応ができる連携体制の構築
- 子育てに関する不安やストレスの軽減、社会からの孤立防止

2. 壮年期*への取組み



- 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策の普及啓発、相談体制の整備・充実
- 職場における各種ハラスメントの防止・解決のための周知啓発
- 就労支援相談等の周知

3. 高齢期*への取組み



- 高齢者を地域や家庭のなかで孤独にさせないための見守り
- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢者の生きがいづくりの推進

*子ども・若者・子育て期：39歳まで
 (40歳以上でも、18歳までの子どもがいる人は子育て期にも含む)

*壮年期：40歳から64歳まで

*高齢期：65歳以降

⑯ 一般アンケート調査結果追加資料

65歳以上のひとが、地域とどんなかかわりを持っているかについては、隣近所の人とのつきあいが55.7%と一番高く、次いで自治会、町内会、コミュニティー活動が38.4%、自分の趣味、サークルが20.4%、かかわりを持っていない人が12.2%となっています。

